

(3) プログラムの競争率

競争的資金について 2005 年度の採択件数と、応募件数を採択件数で除した値（競争率）を図 3-13、図 3-14に示す。2005 年度の採択件数 12,639 件に対し、応募件数は 58,372 件で競争率は 4.6 倍である。競争率が最も高いのは「科学技術振興機構【JST】」の「先端計測分析技術・機器開発事業」の 15.6 倍である。なお、採択件数や 1 採択当たりの配分額と競争率の間に明確な関係は見られない。

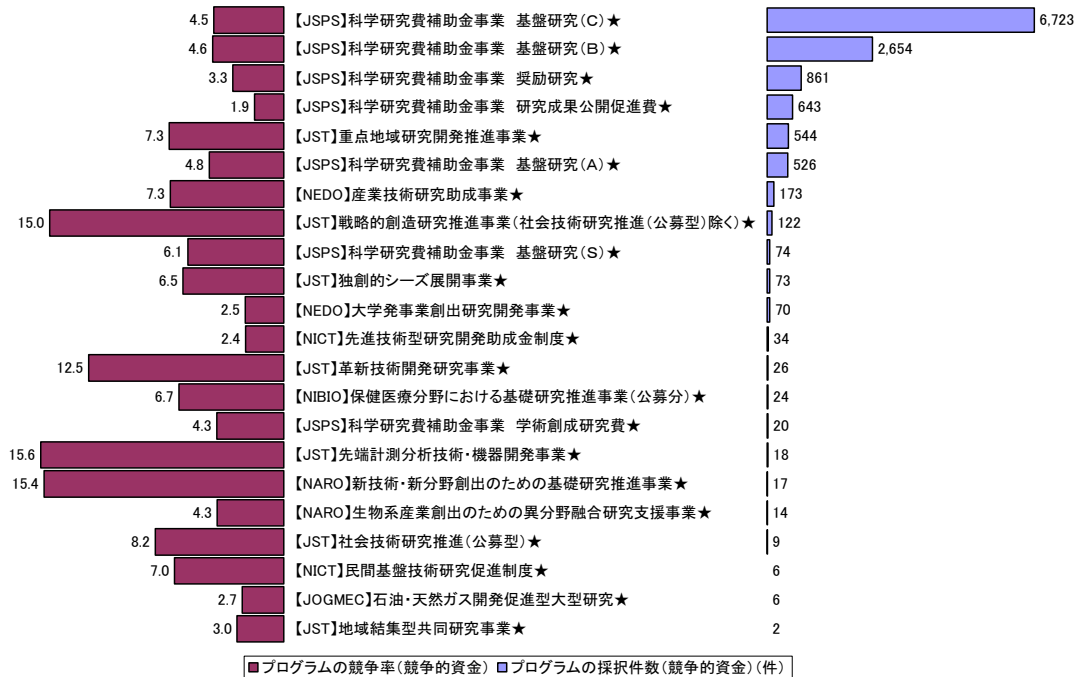


図 3-13 採択件数と競争率（プログラム別）

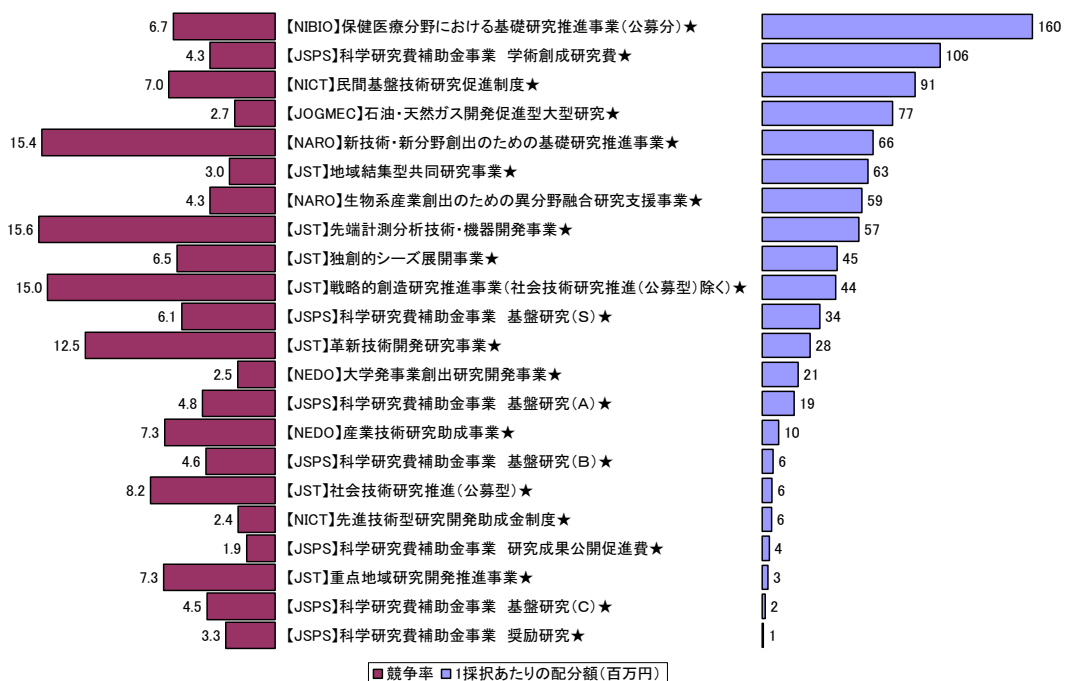


図 3-14 1 採択当たりの配分額と競争率（プログラム別）

3.4.2 間接経費の拡充

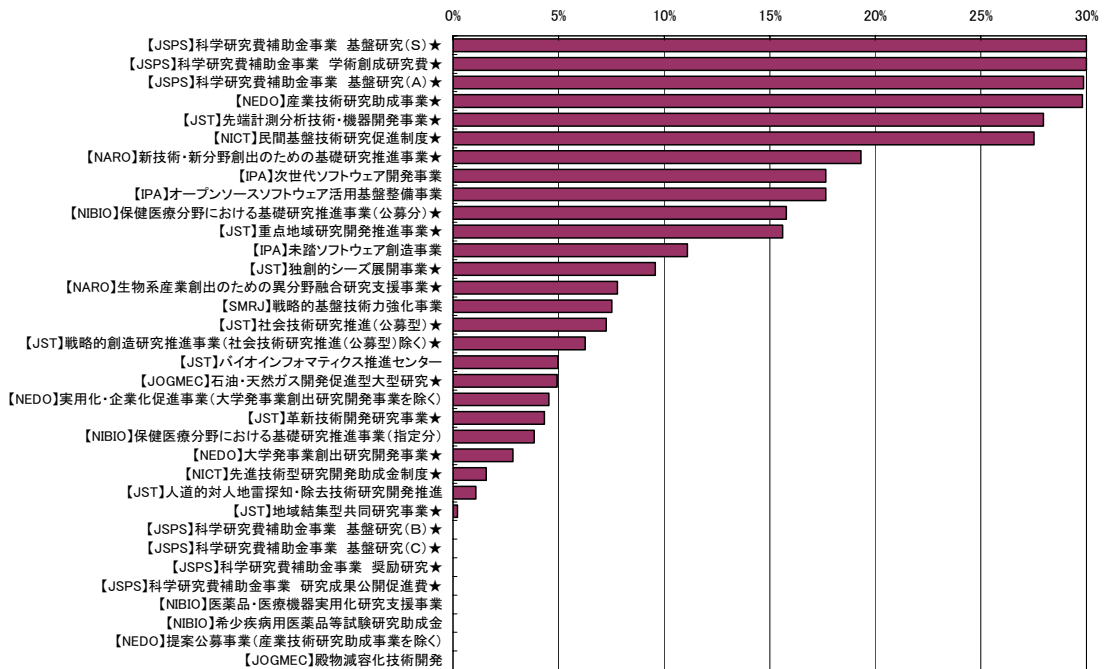
(1) 間接経費の配分実績

2005 年度の間接経費配分実績（直接経費に占める間接経費の比率）を図 3-15、図 3-16、表 3-14に示す。

競争的資金について見ると、間接経費は約 192 億円で直接経費の約 11%にとどまっている。競争的資金以外を含めた配分プログラム全体で見ると間接経費総額は約 300 億円で直接経費の約 10%である。

一方、プログラム別に見ると、「日本学術振興会【JSPS】」の「科学研究費補助金 基盤研究(A) (S)、学術創成研究費」や、「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」の「産業技術研究助成事業」で第 3 期科学技術基本計画の目標値（30%）をほぼ達成しており、プログラム毎に間接経費比率が大きく異なる。

各法人の回答（表 3-15）を見ると、配分先が民間企業の場合には間接経費を認めていない（あるいは比率を下げていた）ケースが見られる。従って、間接経費比率については、各プログラムの配分先セクター（特に大学か民間企業か等¹）で大きく異なることが予想され、今後、基本計画に掲げた目標値の達成状況を把握するためには、各プログラムの性格（配分先の構成）を踏まえ、研究者向けを中心に検証することが必要である。



(注 1) 間接経費比率は直接経費に対する比率

(注 2) ★印は競争的資金制度として登録されているもの

(注 3) 新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】については一部未集計の「中長期ハイリスクの研究開発事業」を除く。

図 3-15 間接経費比率（プログラム別）

¹ 研究者の人的費が直接経費として認められるか否かで大きく異なると考えられる。

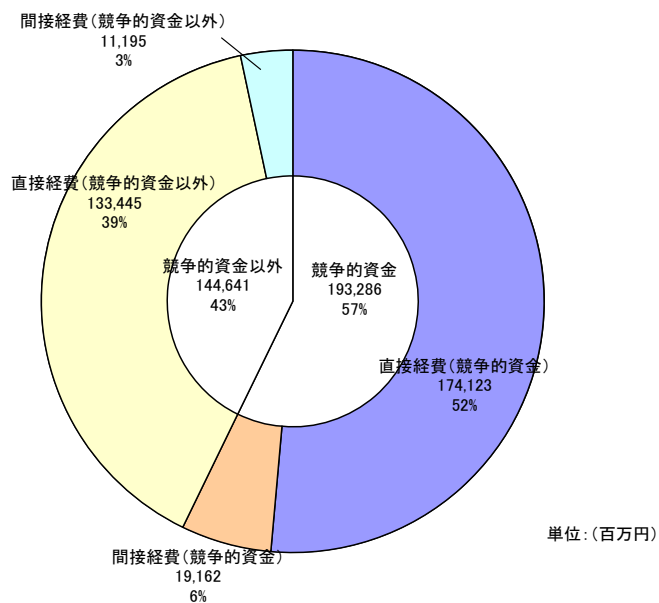


図 3-16 間接経費比率 (全体)

表 3-14 間接経費比率 (全体)

		配分総額 (百万円)	うち間接経費 (百万円)	間接経費比率
全体		337,926	30,358	9.9%
	競争的資金	193,286	19,162	11.0%
	競争的資金以外	144,641	11,195	8.4%

表 3-15 間接経費の配分状況と整備・拡充へ向けた取組（自由記述）

法人名	間接経費の配分状況と整備・拡充へ向けた取組
情報通信研究機構【NICT】	『新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援』：助成 3 制度のうち、国際共同研究助成については、平成 17 年度から総合科学技術会議の指針に基づき間接経費の配分を実施している。なお、他の 2 制度については、民間主導による新規事業を側面的に支援するもので、民間研究機関にあっては資金獲得のインセンティブが高いと認められるため、間接経費を導入していない。『民間基盤技術研究促進制度』：間接経費 30%の配分を実施している。
科学技術振興機構【JST】	科学技術基本計画に基づき間接経費の拡充に努めてきた。戦略的創造研究推進事業においては、平成 13 年度より委託研究費に対して間接経費を 30%と設定している（民間企業等の場合、間接経費比率 10～30%）。予算上大きな割合を占めるチーム型研究（CREST 型）については、従来委託研究は研究費全体の 1 割程度であったが、H16 年度発足領域分より、研究費の全額を研究機関に委託することとし、間接経費の拡充に努めている。他の競争的資金事業においても、同様に間接経費 30%を上限として措置を行うよう体制を改革している。間接経費比率が 30%に達していない事業があるのは、間接経費比率向上策が採られる以前の継続課題が残っているため等である。
日本学術振興会【JSPS】	科学研究費補助金における間接経費については、文部科学省の指示に基づいて配分しているが、研究種目のうち、学術創成研究費、基盤研究 S・A の比較的配分額の大きい種目に対して措置している。
医薬基盤研究所【NIBIO】	基礎研究推進事業では、間接経費の推移については、平成 13 年 3 月 30 日閣議決定された「科学技術基本計画について」に基づき、平成 15 年度までは 8%～10%の範囲内、平成 16 年度は 20%の範囲内、平成 17 年度より 30%の範囲内で委託先機関の規定等を踏まえ、機関毎に取り決めている。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では間接経費の使用結果の報告に関して、報告徴収のための内部規定は存在しないが、毎年「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を翌年度の 6 月末日までに提出させることとしており、実質的な管理を実施。なお、間接経費比率については、直接経費の 30%を上限として各機関の必要に応じて配分。異分野融合研究支援事業は民間企業の割合が約 5 割と高く、間接経費を取らない企業も多いことから、間接経費比率が低めに設定される。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	「産業技術助成事業」では、直接経費の 30%相当を間接経費として配分している。「大学発事業創出実用化研究開発」では、大学等の規程に基づいて間接経費を配分している。これら 2 事業の間接経費については、執行に係る実績報告を提出させることとしており、配分した資金の適切な執行の確保に努めている。 業務委託契約に基づく「中長期・ハイリスクの研究開発事業」の多くの事業においては、委託先の一般管理比率または NEDO の認める上限値（10%）のいずれかの低い方を間接経費として認めている。なお、上記以外の助成事業では間接経費を助成対象とはしていない。
情報処理推進機構【IPA】	間接経費の配分については、事業毎に合理的な配賦基準（未踏ソフトウェア創造事業 10%、他 15%）を作成の上、配分することとしており、事業の実施にあたっては、費用対効果の観点から、契約に当たり各プロジェクトの費用について精査し、実施後の確定検査も厳密に行っている。 また、未踏ソフトウェア創造事業においては、開発者が開発に専念できる環境を整備するため、開発プロセス全体を通じて、当機構と開発者の中に立ち、開発に係る支出管理や費用請求等に係る事務処理代行等を行う「プロジェクト管理組織」制度を導入している。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	研究開発に係る直接経費の 10%以内を、一般管理費として認めている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	石油・天然ガス開発促進型大型研究および特別研究についてのみ、間接経費について定めている。間接経費は原則 15%を超えないものとするが、配分先等で間接経費の計上が規程で定められている場合は、規定に基づき算出し計上。配分先が政府もしくは政府機関等と締結する契約においても同様の率が採用されている場合であれば、その率を上限とすることができる。

(2) 間接経費の使用結果の把握

「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」「中小企業基盤整備機構【SMRJ】」以外の7法人は間接経費の使用結果についての報告徴収規程が既にある。

「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」は「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」の提出を配分先に求めており、実質的な間接経費の管理を実施している。

間接経費については「獲得した研究者の属する部局等の研究環境の整備や、当該研究者に対する経済面での処遇、研究者による円滑な申請等を支援する事務体制の強化等に活用」されることが期待されており、今後は間接経費の有効活用事例（ベストプラクティス）を配分機関型独法が発信することが期待される。

表 3-16 間接経費の報告徴収規程の有無

法人名	間接経費の使用結果に関する報告徴収規程
情報通信研究機構【NICT】	1
科学技術振興機構【JST】	1
日本学術振興会【JSPS】	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	3
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1
情報処理推進機構【IPA】	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1
	1. 報告徴収規程がある 2. 現在規程はないが、今後整備予定 3. 規程はない(現時点では整備予定なし)

3.4.3 人材が生きる環境の形成

(1) 若手研究者向けのプログラム整備

若手研究者向けの研究資金プログラム¹の有無については、「日本学術振興会【JSPS】」「医薬基盤研究所【NIBIO】」「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」「情報処理推進機構【IPA】」の5法人に設置されている。

各法人で若手の研究者の定義は様々であるが、特筆すべき取組として、「情報処理推進機構【IPA】」の「未踏ソフトウェア創造事業（未踏ユース）」では対象を28才未満と低めに設定している事例がある。

表 3-17 若手研究者向けの配分（助成）プログラムの有無

法人名	若手研究者向けの配分(助成)プログラムの有無
情報通信研究機構【NICT】	3
科学技術振興機構【JST】	3
日本学術振興会【JSPS】	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1
情報処理推進機構【IPA】	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	3
	1.若手向け配分(助成)プログラムがある 2.現在プログラムはないが、今後整備予定 3.プログラムはない(現時点では整備予定なし)

¹ ここで言う若手研究者とは各法人の定義に従うものとしが、年齢・経歴等においてある程度明確に若手と若手以外を区別できる基準のあるものに限定した。

表 3-18 若手研究者向けの配分（助成）プログラム整備へ向けた取組と状況（自由記述）

法人名	若手研究者向けの配分（助成）プログラム整備へ向けた取組と状況
科学技術振興機構【JST】	<p>若手に限定した制度はないが、事業の特色として、若手研究者を積極的に採用し、若手研究者のキャリアアップの機会となりうる研究の場を提供している。</p> <p>戦略的創造研究推進事業の個人型研究（さきがけ型）では、特に経歴や業績にとらわれない審査を実施し、若手研究者が多く採択されている。平成 17 年度のさきがけ型採択者の平均年齢は 36.0 歳であった。また、研究費の執行においても個人研究者自らが実質的最終責任者となって研究費の支出ができるよう、機構が研究者からの要請を受けて予算の直接執行している。また、競争的資金全体に亘り研究体制の構築においてポストドクター等を積極的に採用し、若手研究者のキャリアアップの機会となる場を提供している。</p>
日本学術振興会【JSPS】	<p>科学研究費補助金では、若手研究者のみを助成対象とする研究種目を設けて支援している。また、優れた若手研究者が自由な発想のもとに主体的に研究に専念できるよう支援するため特別研究員事業を実施している。国際交流事業では、若手研究者が国際経験を積み、人的ネットワークを構築するための共同研究、先端科学シンポジウム等を実施している。</p>
医薬基盤研究所【NIBIO】	<p>基礎研究推進事業では、平成 18 年度新規応募において「独創的な発想に基づく創薬プロセスに関して、若手研究者が単独で行う研究」というテーマで若手研究者の採択を行った。平成 19 年度以降も各プロジェクトは継続する一方、新たな募集についても継続プロジェクトが成果を挙げているか、他の新規募集とのバランスはどうか等を考慮し検討していきたい。</p>
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	<p>基礎研究推進事業では、39 歳以下の若手研究者を対象とした応募枠（「若手研究者支援型」）を設置している。2005 年度は、全 17 課題のうち、5 課題をこの若手研究者支援型として採択した。また、全事業において、直接経費にポストドク研究者を雇用できる人件費が計上できることになっており、これを通じてポストドク等の若手研究者の活用を促進している。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	<p>○大学・公的研究機関等における若手研究者（原則 40 歳未満）による産業界のニーズに基づいた研究開発活動を助成する産業技術研究助成事業を実施している。</p> <p>○博士号取得者または修士課程修了者（企業等における研究開発・実用化業務の経験を 3 年以上有する場合は学士でも可）のうち 40 歳未満の人材を対象に、実用化支援の実務経験を通して産業人材育成を行う産業技術フェローシップ事業を実施している。</p> <p>○その他、中長期・ハイリスクの研究開発事業等に若手研究者が参画することで、その素養向上を図っている。</p> <p>○上記の活動を通じて、2005 年度は 1829 人（産業技術研究助成事業 284 名、産業技術フェローシップ事業 40 名、中長期・ハイリスクの研究開発事業等 1505 名）の若手研究者（2005 年度中に新たに登録した、主に 40 歳未満の研究者）を中心とした人材養成を行った。中期計画上では、期末（2007 年度末）までの 4 年半で民間企業や大学等において中核的人材として活躍する技術者約 5000 人の育成を目標としているところ、2003 年 10 月の独法化以降、2005 年度末までの 2 年半の累計で 3691 人となっている。</p>
情報処理推進機構【IPA】	<p>未踏ソフトウェア創造事業の一環として、28 歳未満の技術者と対象とした「未踏ユース」を 2002 年度より実施している。なお、予算額は 1 件あたり、300 万円以下としている。2005 年度までで 88 件（うち 2005 年度は 20 件）の採択があり、そのうち 25 名がスーパークリエイターとして認定されている。</p>

(2) 外国人研究者の申請受入体制

外国人研究者からの申請受入体制として、各プログラムでの英語への対応状況について見ると、配分額の大きい「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」「日本学術振興会【JSPS】」「科学技術振興機構【JST】」に加え、「情報通信研究機構【NICT】」「情報処理推進機構【IPA】」の5法人が英語対応プログラムを用意している。特に「日本学術振興会【JSPS】」は全てのプログラムで英語に対応していることは特筆できる点である。

具体的な対応状況を見ると、「英文での募集要項掲示」は上記5法人が全て対応しており、「英文での申請書（応募書類）受理対応」「審査時の英語でのヒアリング」「英語での成果報告受理」についても複数の法人が対応している。

特筆すべき取組として、「情報処理推進機構【IPA】」の「未踏ソフトウェア創造事業」では外国人プロジェクトマネージャーを採用して、募集、申請受理、ヒアリング、成果報告受理等の一連のプロセスに対応している事例がある。

なお英語未対応の法人からは、資金配分プログラム自体が国内の研究者・事業者等を対象としている旨の回答が挙がっており、外国人研究者への対応については各プログラムの目的を考慮する必要がある。

表 3-19 配分（助成）プログラムでの英語への対応状況

法人名	各配分（助成）プログラムの英語での対応（応募受付・審査等）	各プログラムにおいて英語でも対応しているもの			
		英文での募集要項掲示	英文での申請書（応募書類）受理	審査時の英語でのヒアリング	英語での成果報告受理
情報通信研究機構【NICT】	2	1	3	3	3
科学技術振興機構【JST】	2	1	1	1	1
日本学術振興会【JSPS】	1	1	1	1	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	3	—	—	—	—
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	3	—	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	2	1	1	3	1
情報処理推進機構【IPA】	2	1	1	1	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	3	—	—	—	—
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	3	—	—	—	—
	1.全ての配分（助成）プログラムで対応 2.一部の配分（助成）プログラムで対応 3.対応していない	1.対応している 2.現在対応していないが、今後対応予定 3.対応していない（現時点で対応予定なし）			

表 3-20 配分（助成）プログラムにおける英語対応の体制整備状況（自由記述）

法人名	プログラムにおける英語対応の体制整備状況
情報通信研究機構【NICT】	先進技術型研究開発助成制度（国際共同研究助成）においては、英語で募集の周知広報を行っている。
科学技術振興機構【JST】	戦略的創造研究推進事業において、日本で研究する外国人研究者も応募できるよう、英文募集要領を Web 等で公開し、英語での提案書の申請を受け付け、英語でのヒアリング等の審査を行っている。
日本学術振興会【JSPS】	科学研究費補助金、特別研究員事業および国際交流事業においては、英語での申請書の提出が可能である。更に、特別研究員事業においては、審査時の英語でのヒアリングに対応している。
医薬基盤研究所【NIBIO】	国内における画期的な医薬品、医療機器等の開発促進を主な目的としているため、現時点では英語対応の体制整備を行っていない。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、現段階では、英語への対応は行っていない。今後、要請が増加すれば対応を検討することはあり得るが、その際には英語に堪能な職員ならびに審査委員等の体制を十分整備することにより、言語による審査の不公平が生じないように十分に配慮する必要があると思量。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	国際共同研究助成事業は、日本を含めた 2 カ国以上の国際共同研究チームに対して研究助成金を交付するものである。当該研究チームには日本国籍を有する研究者が含まれることが条件であるため、応募申請は原則日本語としているが、英語による公募要領を別途策定して公開しており、成果報告書は英文での提出も受け付けている。また、途上国提案型開発支援研究協力事業では、現地の研究機関からの英文の提案を認めている。
情報処理推進機構【IPA】	未踏ソフトウェア創造事業において、外国人のプロジェクトマネージャーを採用しており、英語による募集、申請受理、ヒアリング、成果報告受理等を実施している。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	日本国内の中小企業に限定した研究開発のため英語対応は行っていない。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	特に取り組んでいない。

3.5 資金配分システム改革

基本計画の中では、「競争的資金に係る制度改革の推進」として、「公正で透明性の高い審査体制の確立」「審査結果のフィードバック」「配分機関の機能強化」等が求められている。以下では、競争的資金制度改革への取組状況について示す。

3.5.1 公正で透明性の高い審査体制の確立

基本計画では、「競争的資金の配分に当たっては、研究者の地位や肩書きによらず、申請内容と実施能力を重視した公正で透明性の高い研究課題の審査が不可欠であり、審査体制の抜本的強化に取り組む」ことが求められている。

(1) 審査員の充実化

各プログラムにおいて審査員の登用人数を表 3-21に、審査員数と配分額（新規採択課題分）の関係を図 3-18に示す。

審査員の人数が最も多いのは「日本学術振興会【JSPS】」の「科学研究費補助金事業」で4,804人である。科学研究費補助金事業は配分額が極めて大きいため、審査員数が多いと考えられるが、一方で必ずしも配分額当たりの審査員数で見ると、配分額が少ないにも係わらず審査員数を比較的多く要しているプログラムもある（図 3-18）。

また、基本計画では「多様な観点からの審査による公正さを担保するため、若手研究者や外国人研究者等を審査員に登用するよう努める」とある。そこで、若手研究者、外国人研究者および非学術分野からの産業人の各審査員が全審査員に占める比率を図 3-17に示す。研究成果の技術移転・事業化を重視する傾向から、産業人の評価者への登用比率は比較的高い値を示している。一方、若手・外国人研究者の評価者への登用は一部プログラムにとどまっている。特に外国人研究者については「科学技術振興機構【JST】」の「戦略的創造研究推進事業」の2名のみとなっており、今後の登用が期待される。

なお「情報処理推進機構【IPA】」の「オープンソフトウェア活用基盤整備事業」は産業人が60%、若手研究者が20%と、それぞれの評価者への登用比率が際立って高い点の特筆される。

表 3-21 プログラムの審査員の確保状況（プログラム別）

配分(助成)プログラム名称	審査員の確保状況			
	審査員数	内、産業界	内、若手研究者	内、外国人研究者
【JSPS】 科学研究費補助金事業 ★	4,804 (100.0%)			
【NEDO】 提案公募型事業(産業技術研究助成事業を除く研究者向け)	2,116 (100.0%)	748 (35.3%)	100 (4.7%)	0 (0.0%)
【NEDO】 産業技術研究助成事業 ★	1,745 (100.0%)	629 (36.0%)	99 (5.7%)	0 (0.0%)
【NEDO】 実用化・企業化促進事業(大学発事業創出研究開発事業を除く)	936 (100.0%)	34 (3.6%)	8 (0.9%)	0 (0.0%)
【JST】 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究推進(公募型)除く) ★	725 (100.0%)	80 (11.0%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)
【NEDO】 大学発事業創出研究開発事業 ★	263 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 独創的シーズ展開事業 ★	98 (100.0%)	34 (34.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 重点地域研究開発推進事業 ★	93 (100.0%)	24 (25.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 社会技術研究推進(公募型) ★	85 (100.0%)	15 (17.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【NICT】 民間基盤技術研究促進制度 ★	60 (100.0%)	17 (28.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 革新技術開発研究事業 ★	59 (100.0%)	24 (40.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 先端計測分析技術・機器開発事業 ★	57 (100.0%)	6 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【NIBIO】 保健医療分野における基礎研究推進事業(公募分) ★	48 (100.0%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	
【NIBIO】 医薬品・医療機器実用化研究支援事業	33 (100.0%)	6 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【NICT】 先進技術型研究開発助成金制度 ★	22 (100.0%)	8 (36.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JOGMEC】 石油・天然ガス開発促進型大型研究 ★	19 (100.0%)	7 (36.8%)		
【JST】 地域結集型共同研究事業 ★	16 (100.0%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【NARO】 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業 ★	11 (100.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 バイオインフォマティクス推進センター	10 (100.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【NARO】 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業 ★	10 (100.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【JST】 人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【IPA】 未踏ソフトウェア創造事業	5 (100.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【IPA】 次世代ソフトウェア開発事業	5 (100.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
【IPA】 オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業	5 (100.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
【NIBIO】 保健医療分野における基礎研究推進事業(指定分)				
【NIBIO】 希少疾病用医薬品等試験研究助成金				
【NARO】 出資事業				
【NARO】 融資事業				
【NEDO】 中長期ハイリスクの研究開発事業				
【SMRJ】 戦略的基盤技術力強化事業				
【JOGMEC】 殿物減容化技術開発				

(注 1) ★印は競争的資金制度に登録された配分プログラム

(注 2) 括弧内は全審査員数に占める産業界・若手研究者・外国人研究者審査員の比率

(注 3) 「科学研究費補助金」の産業界・若手研究者・外国人研究者審査員の人数は未回答

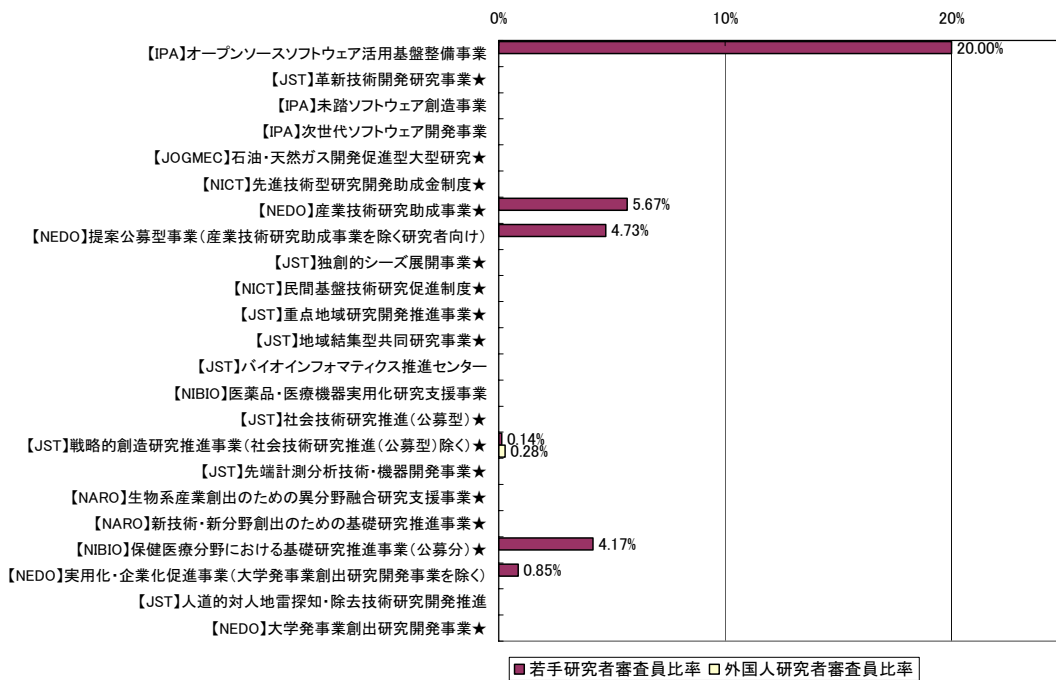
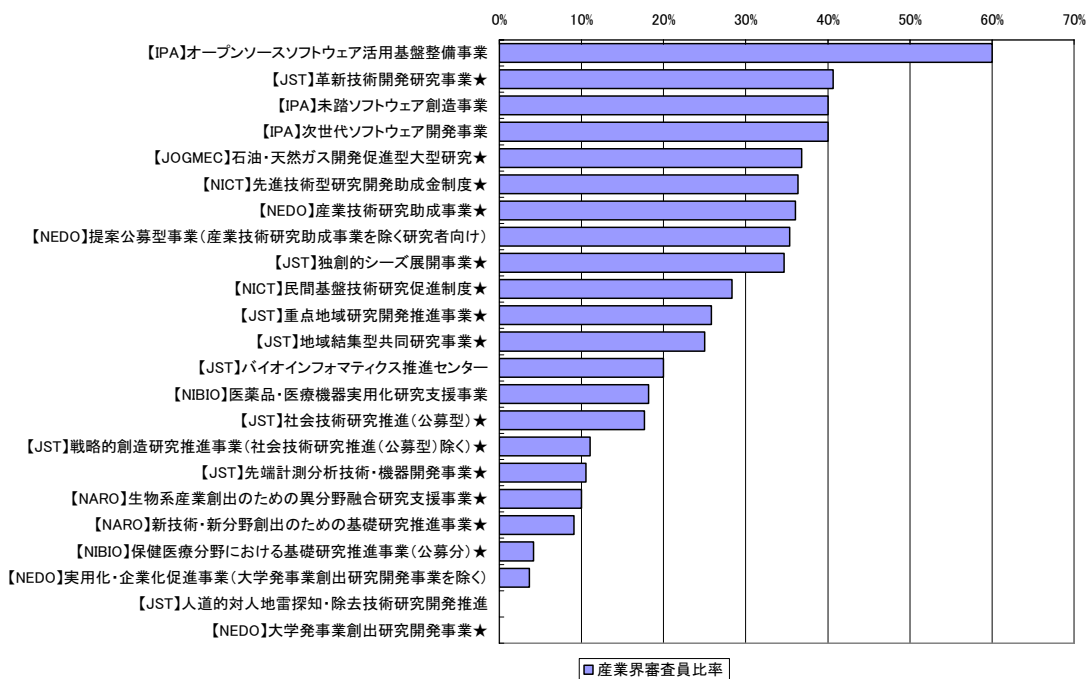
(注 4) 「保健医療分野における基礎研究推進事業(指定分)」は公募ではない。

(注 5) 「希少疾病用医薬品等試験研究助成金」は国が指定した品目について助成を行うため自らの審査機能を法人が保持していない。

(注 6) 「中長期ハイリスクの研究開発事業」は一部未集計

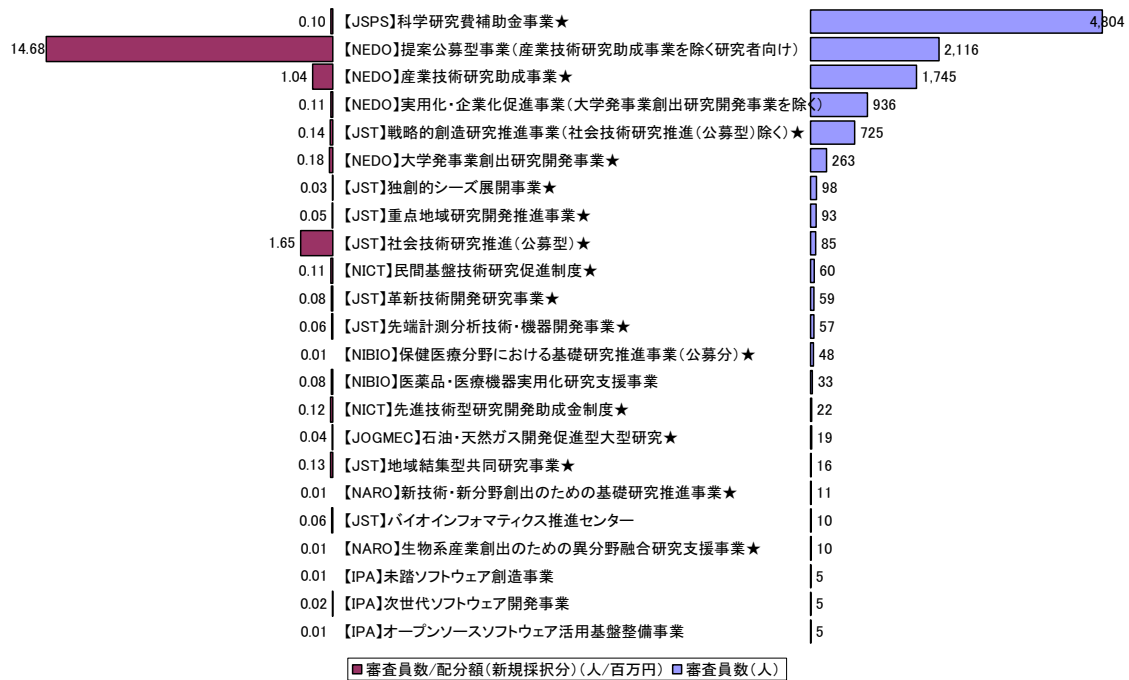
(注 7) 「出資事業」「融資事業」「戦略的基盤技術力強化事業」「殿物減容化技術開発」は 2005 年度の新規採択件数が 0 (全て継続課題)

独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 17 事業年度）



(注) ★印は競争的資金制度として登録されているもの
 図 3-17 全審査員に占める各種審査員の比率

独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 17 事業年度）



(注) ★印は競争的資金制度として登録されているもの

図 3-18 審査員数と配分額の関係（プログラム別）

(2) 公正性・透明性の向上、審査体制強化のための取組

公正性・透明性向上のための取組として、審査員が利害関係者となる場合の取り扱い規程・方針の整備や、審査方法・採択基準の公開は、全ての法人で既に実施されている。具体的な公開内容としても、応募・採択件数だけでなく、採択された研究課題名、研究者の氏名（事業者名）、研究内容等、全てが公開されている状況にあり、公正性・透明性向上のための取組は順調に進展していると考えられる。

また審査体制強化のための取組としては、収益性を重視するプログラムにおいて評価基準を改善したり、事業の専門家審査員を加える等の工夫が行われている。

なお、特筆すべき取組としては、以下の事例が挙げられている。

- 希望があれば不採択課題の（全課題における）順位を通知。
（日本学術振興会【JSPS】、農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】）
- 「収益性」の高い案件を選定するため評価基準の改善。（医薬基盤研究所【NIBIO】）
- （技術の専門家以外に）企業事業部・ベンチャーキャピタル等の事業専門家を登用。
（農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】、新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）

表 3-22 公正性・透明性向上のための取組

法人名	審査員が利害関係者となる場合の取り扱い規程・方針	審査員に関するデータベースの保有	審査方法・採択基準の公開	（公開の場合）採択結果および採択課題に関する情報の公開状況			
				応募件数・採択件数	採択された研究課題名	採択された研究者の氏名	採択された研究内容（研究計画書等）
情報通信研究機構【NICT】	1	1	1	1	1	1	1
科学技術振興機構【JST】	1	1	1	1	1	1	1
日本学術振興会【JSPS】	1	1	1	1	1	1	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1	1	1	1	1	1	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1	3	1	1	1	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1	1	1	1	1	1	1
情報処理推進機構【IPA】	1	1	1	1	1	1	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	1	1	1	1	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1	2	1	2	1	2	2
	1. 取り扱い規程がある 2. 現在規程はないが、今後整備予定 3. 規程はない（現時点では整備予定なし）	1. データベースを保有している 2. 現在保有していないが、今後整備予定 3. 保有していない（現時点では整備予定なし）	1. 公開している 2. 現在公開していないが、今後公開予定 3. 公開していない（現時点では整備予定なし）	1. 公開している 2. 現在未公開だが、今後公開予定 3. 公開していない（現時点で公開予定なし）			

(注 1) 新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】：民間企業等の機関を対象とした事業については「採択された研究者の氏名」は「採択された機関名」と読み替えて回答。

(注 2) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】：プログラム毎に対応が異なっているため、公開状況に関しては、公開や公開を予定しているプログラムについて記載。

表 3-23 審査内容と結果に関する応募者への通知状況（自由記述）

法人名	審査内容と結果に関する応募者への通知状況
情報通信研究機構【NICT】	<ul style="list-style-type: none"> ・審査結果（評価表）を応募者に郵送。 ・通知内容は、採択可否のほか、評価点数、総合所見、評価項目毎の評価点および所見。
科学技術振興機構【JST】	<p>評価のプロセスや基準、評価者等については、結果がまとまり次第 HP 等で速やかに公表するとともに、事前評価の結果、不採択になった研究者に対して理由を付した通知を送付するとともに、問い合わせに対し適切に対応している。</p>
日本学術振興会【JSPS】	<p>科学研究費補助金では、書面および合議による 2 段階のピアレビューによる審査を行っている。審査方針・評価評定等の審査に関する規定は、公正性・透明性を高めるため、申請締切前に公開している。</p> <p>採否の結果は、申請者の所属する研究機関に文書で通知している。基盤研究、萌芽研究または若手研究に申請した者には、不採択となったもののうち、希望者には、細目（分野）におけるおよその順位、各評定要素に係る審査委員の平均点等を開示している。</p>
医薬基盤研究所【NIBIO】	<p>審査委員により付けられた審査項目毎の審査点数と評価・意見等については、採択・不採択に関わらず審査終了後速やかに応募者に対して文書により通知している。</p>
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	<p>基礎的研究業務では、不採択理由について、一律の開示はしていないが、申請者から問い合わせ等があった場合には、個別に理由を開示する等の対応をしている。また、1 次審査で不採択となった課題については、全課題の中での当該課題の順位を不採択通知に付記して通知している。採択課題については、研究計画等についての打合せの際に、必要に応じ、委員からの指摘事項等も伝えることにより、研究計画の充実を図っているところ。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	<p>審査の対象となった個人および法人等の全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知するとともに、特に不採用者に関しては、事情に応じ、審査員の意見等を踏まえた不採用理由をあわせて通知している。</p>
情報処理推進機構【IPA】	<p>採択の可否にかかわらず応募者全員に書面で結果を通知している。また、不採択となった応募者には、審査プロセスの中で不採択となった事由を不採択通知に記載している。</p>
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	<p>採択、不採択案件とも、審査コメントを付して通知している。</p>

表 3-24 研究課題の審査体制強化へ向けた取組（自由記述）

法人名	研究課題の審査体制強化へ向けた取組
情報通信研究機構【NICT】	<p>審査方法や採択基準等については、公募時の募集要領への明示やホームページへの掲載等により、広く周知・公表している。</p> <p>また、採択案件の審査にあたっては、外部の専門家・有識者による評価委員会を設置し、客観的な審査・採択基準に基づき、公正な評価を行っている。</p>
科学技術振興機構【JST】	<p>戦略的創造研究推進事業では、研究領域の評価は、研究開発戦略センターの調査・分析結果や PD、外部有識者、外国人評価者等の意見を踏まえ、外部有識者である科学技術振興審議会が実施している。研究課題の評価は、研究総括(PO)が領域アドバイザーやその他の外部有識者の協力を得て、利害関係者の排除規程に留意しつつ、ピアレビューによる審査を実施している。研究課題に対する評価基準について、研究総括(PO)が領域アドバイザーやその他の外部有識者の協力を得て採択方針や評価基準についての検討を行っている。</p> <p>他事業においても、外部有識者による研究課題の事前・事後評価等を実施すること等により、公正さ・透明性の確保を行っており、評価委員会にて審査基準について討議し決定する等、課題採択の審査基準改善を行うためのシステムを備えている。</p>
日本学術振興会【JSPS】	<p>学術システム研究センターの提言を踏まえ制度の改善を実施。審査員の選考にあつては、平成 16 年度から審査員候補者データベースを構築し、平成 18 年度には、約 4 万件の研究者を登録し、その中なら最も審査員にふさわしい人を選定している。</p> <p>科学研究費補助金では、利害関係者の排除に関する取り扱いの強化、評価項目の充実を図った。特別研究員事業では、申請書様式の見直し、審査基準の明確化、審査区分の再編、審査委員選考方法の改善、書面審査員数の増員を図った。国際交流事業においても、審査区分の再編、審査委員選考方法の改善を図った他、国際事業委員会を新設し学術的価値に加えて海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した合議審査を開始した。</p>

独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 17 事業年度）

法人名	研究課題の審査体制強化へ向けた取組
医薬基盤研究所【NIBIO】	専門分野毎に複数の審査員を確保すると同時に、書面審査と面接審査による２段階評価を実施しており、審査の公平性・透明性向上に努めている。また実用化研究支援事業では、保健医療への貢献度等の必要性はもとより、事業の特殊性から「収益性」についての評価を行っている。17 年度においてはこの「収益性」の高い案件を選定するため評価基準の改善し、平成 18 年度採択時の作業において活用することとした。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、特に第 1 次審査（書類審査）が時期的にも日程的にもかなりタイトであり、応募課題数が増加した際にどのように対応するかについて検討中。 民間研究促進業務では、（出資事業）新規採択に当たり、企業経営の専門家を含む外部の専門家で構成する選考委員会を設け、研究開発課題の重要性、波及性等について技術的審査を行う他、研究成果に基づく事業化を通じた収益の可能性について経営的な視点からの審査を厳正に行い、採択は、収益の可能性がある場合等に限定する。このため、選考委員会を構成する外部専門委員には当該研究分野に関して技術的な知見を有する者の他、企業経営の専門家を加える。（融資事業）新規採択に当たり、外部専門家で構成する審査委員会を設け、研究開発計画等の妥当性についての技術的審査を行う他、企業の財務状況等により償還の確実性を厳正に審査する。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	審査の公平性・透明性を重視し、審査には外部有識者を積極的に活用している。これら審査員に関しては、プロジェクトの特性に応じて、技術の専門家だけでなく企業の事業部やベンチャーキャピタル等から事業化の専門家も選出し、技術的観点と事業化可能性の両面からの審査を行う等の取組を行っている。これら審査委員の選定にあたっては、公正な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにし、利害関係者が評価に加わる場合はその理由を明確にする運用を従来から行ってきたところであるが、2005 年度に規程により明示化したところである。また、一部の事業ではピアレビューアを事前に公開することにより、申請者側が利害関係者を指摘し、必要に応じて NEDO が排除することができる仕組みとしている。 なお、事業者にとって十分な準備期間を確保する観点から、公募開始一ヶ月前の事前周知を図っている。提案公募型事業と実用化・企業化促進事業においては、多数のピアレビューアー（事前評価者）による事前評価・審査と審査委員会による評価・審査とで構成される 2 段階の採択審査を行っている。中長期・ハイリスクの研究開発事業においては、事業の企画立案段階でホームページ上に事業の概要を公開し、広くパブリックコメントを募集している。
情報処理推進機構【IPA】	プロジェクトの採択にあたって、公平性・透明性を確保するため、以下の項目を実施している。 ・事業毎に専門知識をもつプロジェクトマネージャー、専門委員による審査 ・外部有識者からなる審議委員会等による審査 ・審査基準の公表 ・採択案件の公表および採択案件の採択理由の通知、不採択案件の不採択理由の通知
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	審査の公平性・透明性を確保するため、1 案件につき複数の外部評価委員により審査を実施している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	公募により研究テーマを募集しており、一部のプログラムでは企業、大学、公的研究機関等、外部の有識者や専門家から構成される外部委員会による審査を行っている。

3.5.2 配分機関としての機能強化

基本計画においては、「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本」としつつ、配分機関に対して「PO・PDのみならず、その活動を支援するための調査分析機能や、審査・交付・管理等に係る実務機能の充実・強化」を求めている。

(1) 管理体制の強化

競争的資金について PD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）の登用状況について図 3-19、図 3-21に示す。全ての競争的資金プログラムで PO、PD が各々最低 1 名は登用されている。

PD、PO1 人当たりの配分額を見ると、最も金額が大きいのは PD では「日本学術振興会【JSPS】」の「科学研究費補助金」で 32,539 百万円/人、PO では「医薬基盤研究所【NIBIO】」の「保健医療分野における基礎研究推進事業（公募分）」で 7,245 百万円/人である。

また、優秀な PO・PD 養成のための取組を含めた管理体制の強化のための特筆すべき取組としては、以下の事例が挙げられている。

- 機構において専任のプログラムオフィサーを育成すべく「プログラムオフィサー資格認定制度」を設置（科学技術振興機構【JST】）
- 機構として PO セミナー開催（科学技術振興機構【JST】）
- 機構職員の研究開発マネジメント能力の向上のため MOT 大学院へ研修派遣。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- プロジェクト評価で得られた教訓・ノウハウをまとめた「NEDO マネジメントガイドライン」を作成し役職員が共有。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）

独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 17 事業年度）

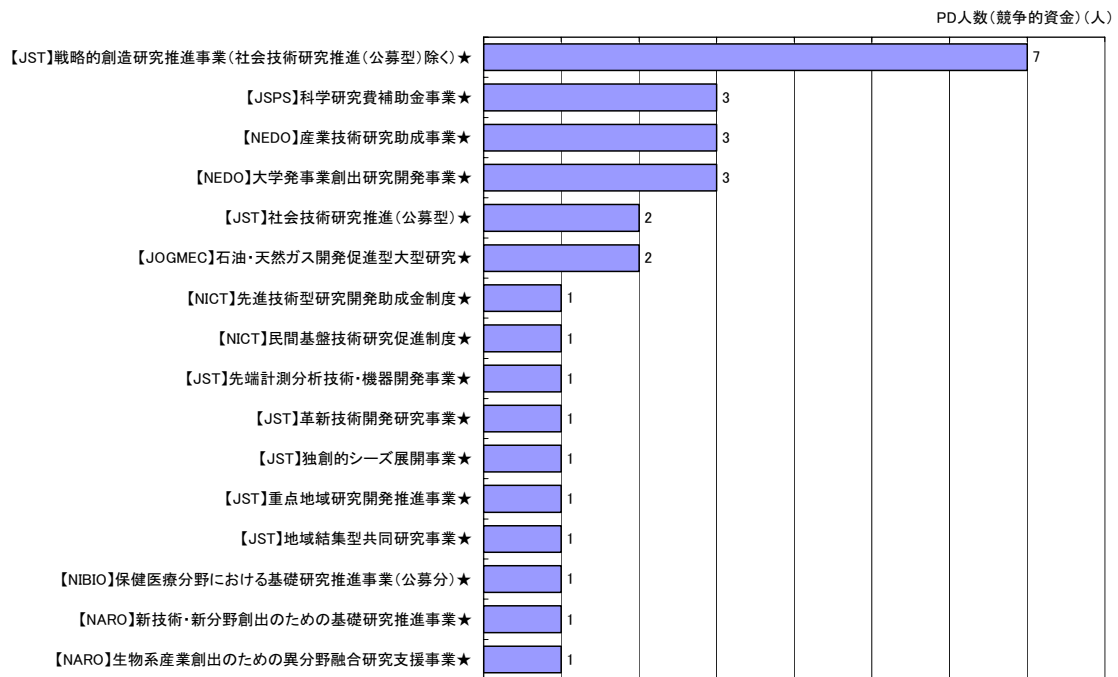


図 3-19 PD人数(プログラム別)

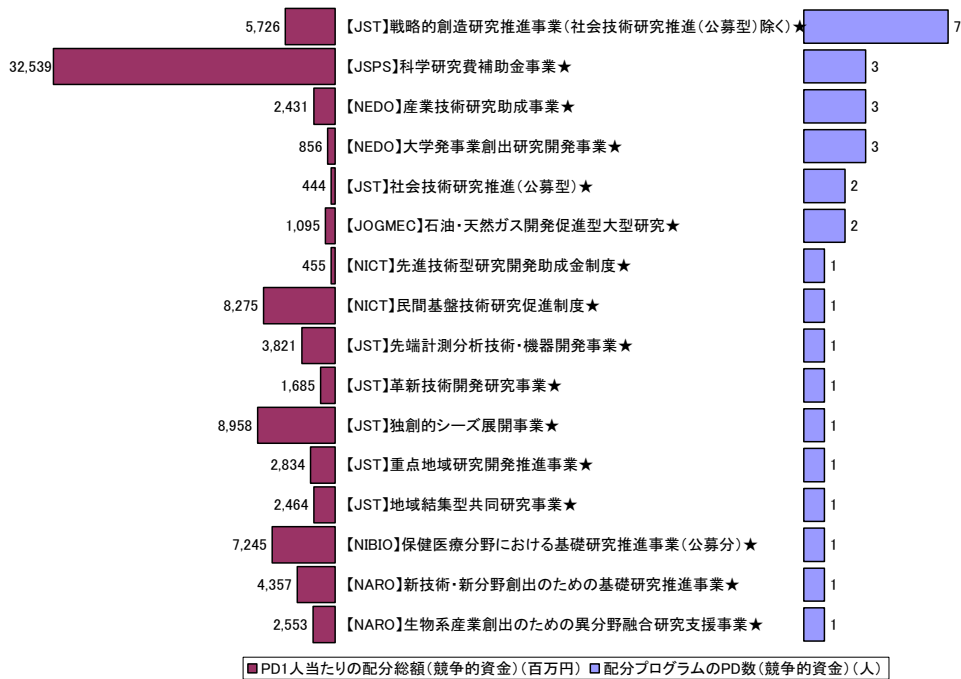


図 3-20 PD1人当たりの配分総額(プログラム別)

独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果（平成 17 事業年度）

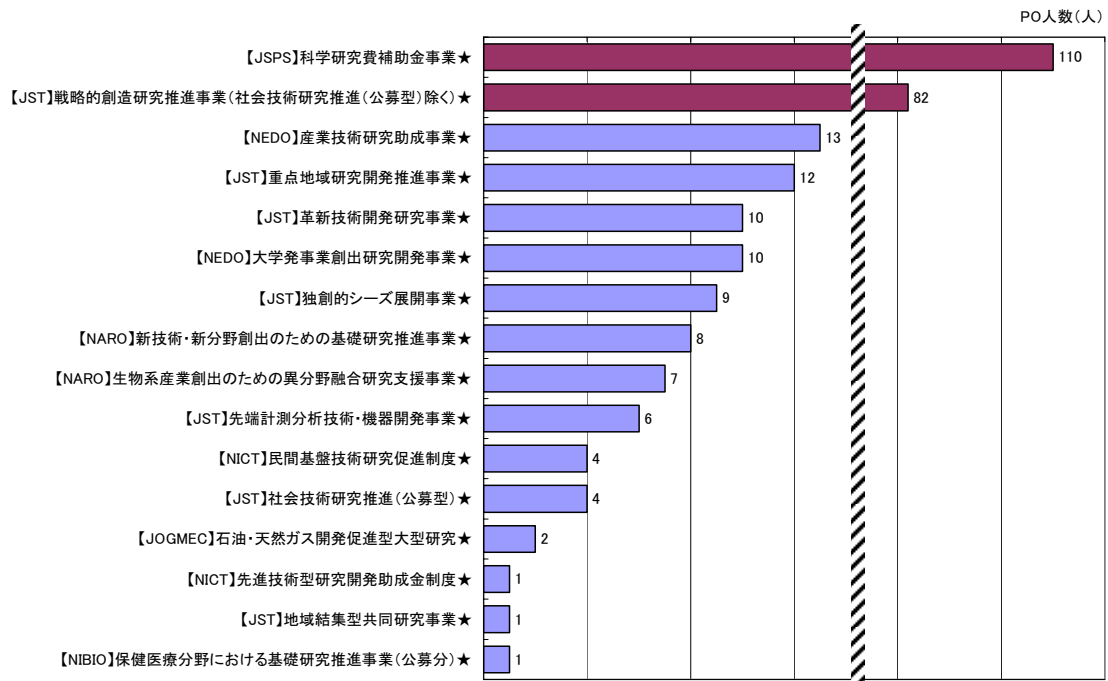


図 3-21 PO人数（プログラム別）

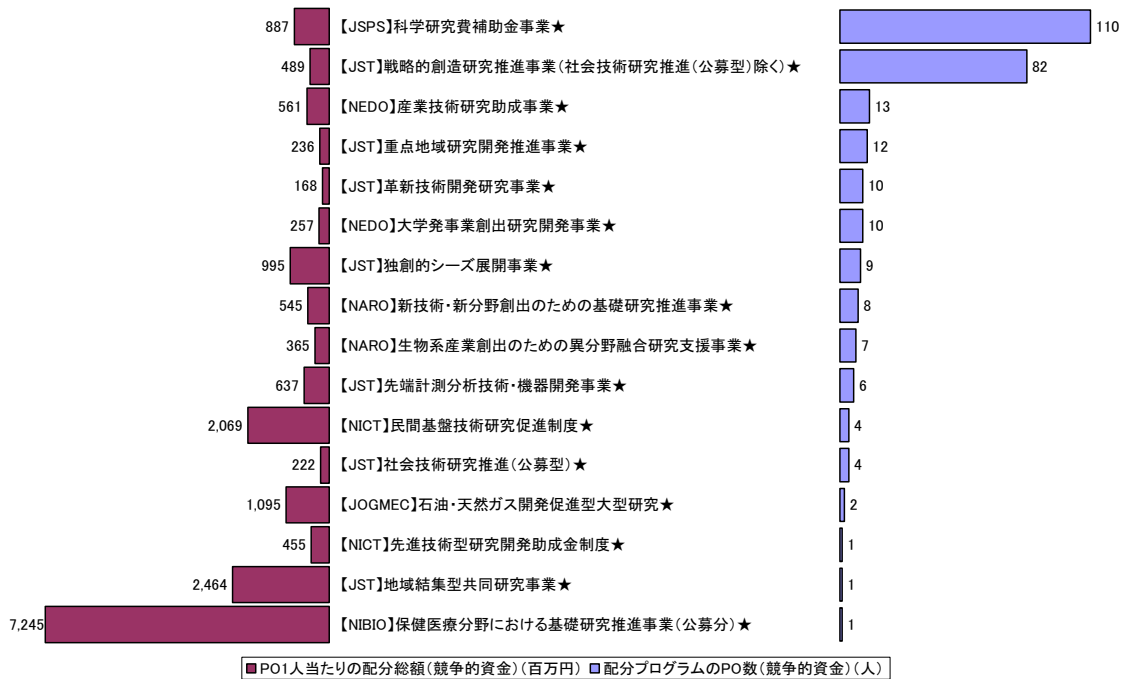


図 3-22 PO1 人当たりの配分総額（プログラム別）

表 3-25 研究課題の管理体制強化へ向けた取組（自由記述）

法人名	研究課題の管理体制強化へ向けた取組
情報通信研究機構【NICT】	プログラムオフィサー国内セミナーへの参加をはじめ、各種情報入手に努め、研究課題の管理体制強化に取り組んでいる。
科学技術振興機構【JST】	<p>戦略的創造研究推進事業においては、「研究領域」については外部有識者である科学技術振興審議会が、「研究課題」については研究総括（PO）が領域アドバイザーやその他の外部有識者の協力を得て事前、中間、事後評価を行っている。審議会の委員は有識者の中から理事長が委嘱している。研究総括（PO）は研究開発戦略センターの協力を得ながら、研究主監（PD）、外部有識者等の意見を基に候補者を絞り、科学技術振興審議会への諮問・答申を経て理事長が委嘱している。</p> <p>また、機構において専任のプログラムオフィサーを育成すべく、「プログラムオフィサー資格認定制度」を設けている。また、17 年度には機構として PO セミナーを開催するとともに、科学技術振興調整費「競争的研究資金配分機関構築支援プログラム」では機構職員 3 名が NIH、NSF 等への海外研修に参加した。</p>
日本学術振興会【JSPS】	研究者の自由な発想に基づく研究を支援しているため、研究課題の管理は行っていないが、審査員選考の充実、審査基準等の改訂とともに、書面審査結果の検証を行う等、審査の改善を図っている。
医薬基盤研究所【NIBIO】	顧問や PO といった人員を増強する等、専門家の充実を図ってきたところであり、今後も管理体制の強化に努めていく方針である。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、文部科学省で開催される PO セミナーに、PO、PD を積極的に参加させるようにし、PO の実務能力強化を図っている。また、主要学会、シンポジウム等へも必要に応じて参加を認めている。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	<p>研究開発業務のマネジメントに求められる組織としての専門性向上を図るため、プログラムマネージャー・プログラムオフィサーとして大学等の外部人材の登用を促進し、その技術分野を拡充している。</p> <p>機構職員の研究開発マネジメント能力の向上のため、研究現場（東京大学）、早稲田大学（技術経営学修士）および北陸先端大（MOT コース知識科学修士）へ職員を派遣し研修を行っている。また、研究開発マネジメントに資する技術的知見を高めるため、東京大学大学院工学系博士課程（マテリアル工学専攻）へ職員を派遣している。更に、研究開発マネジメントおよびプロジェクトマネジメント関係の学会等に職員による 23 回の研究発表を行った。プロジェクト評価の結果得られた教訓等を属人的なものとするのではなく、全 NEDO 職員で共有するために「NEDO マネジメントガイドライン」を作成し、これを基にした研修会等を開催している。また、機構の基本理念を明示した「業務運営方針」を、役職員での徹底した議論を通じて策定した。</p>
情報処理推進機構【IPA】	<p>事業毎にプロジェクトマネージャーまたは専門委員会を設置し、プロジェクトの審査、進捗管理、評価等を実施している。</p> <p>また、「テーマ型公募」による事業については、「開発統括責任者」を設置し、研究課題実施体制における責任の所在を明確化するとともに、管理体制の強化に努めている。</p>
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	1 つのプロジェクトに複数の専門家を配置している。

(2) 調査分析体制の強化

新規研究課題発掘のための調査分析体制強化へ向けて、特筆すべき取組としては以下の事例が挙げられている。法人自身による戦略的な資金配分および新規課題の発掘を目指すものであり、引き続き体制強化の取組が期待される。

- 研究開発戦略センターで「戦略プロポーザル」を作成し、戦略的創造研究推進事業本部へ新規研究領域案として提示。（科学技術振興機構【JST】）
- 学術システム研究センター研究員が学術動向を調査。（日本学術振興会【JSPS】）
- 次世代の産業技術の目利きができる「新技術調査委員」により地方を中心に新規研究課題を発掘。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 法人としての技術戦略マップを作成。
（情報処理推進機構【IPA】、石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】）

表 3-26 新規研究課題発掘のための調査分析体制強化へ向けた取組（自由記述）

法人名	新規研究課題発掘のための調査分析体制強化へ向けた取組
情報通信研究機構【NICT】	関連する研究者との意見交換や勉強会を行い、調査分析体制強化に取り組んでいる。
科学技術振興機構【JST】	研究開発戦略センターでは戦略立案プロセスを確立し、この手法を用いて「戦略プロポーザル」をまとめ、戦略的創造研究推進事業本部へ新規研究領域案として提示することにより、同事業の推進機能強化に貢献している。 具体的には、機構の戦略的創造研究推進事業の平成 18 年度新規研究領域案として「生命システムの動作原理と基盤技術」等、計 8 領域を提示し、研究領域の設定に活用された。
日本学術振興会【JSPS】	学術システム研究センターの研究員により、学術動向等の調査を行っている。
医薬基盤研究所【NIBIO】	専門家の人員増による体制の強化や特許情報等を分類、検索し新規研究課題発掘に役立てているシステム作り等を行っている。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	・従来国の支援に縁の無かった能力のある企業等を発掘する観点から、地域の企業や大学にネットワークを有し、次世代の産業技術の目利きのできる人材を「新技術調査委員」として委嘱し、地方を中心に新規研究課題の発掘の取組に着手した。 ・燃料電池分野において、大学等の若手研究者を対象にテーマを募り、燃料電池の技術の飛躍的な向上に資するシーズを発掘する取組や、半導体分野等において、大学等を対象とした単なる微細化ではない革新的なアイデアを募るシーズ発掘の取組に着手した。 ・中小・ベンチャー企業からのシーズ発掘の取組として、有望な産業技術シーズを有しているながらも、研究開発課題の分析や事業化の道筋・計画の検討が十分でない案件について、研究開発や事業化計画の明確化を支援する F/S を試行的に開始した。 ・なお、テーマ公募型の各種事業においては、地方経済産業局や大学、産業支援団体等と連携し、優れた技術を有する企業や研究者を集めて公募説明会を全国各地で開催した。
情報処理推進機構【IPA】	産学官の専門家から構成される情報技術動向研究会（平成 18 年度より「ソフトウェア未来技術研究会」に改称）を設置し、当機構の重点的に取り組むべきテーマを抽出し、内外の情報を収集した上で技術ロードマップ等を作成し、事業への反映を行っている。 また、オープンソースソフトウェア分野については、外部有識者を技術 WG、ベストプラクティス WG の委員に委嘱して、導入実証の結果やオープンソースソフトウェアのユーザーが認識している課題等を洗い出して、開発、調査、導入実証で取り組むべき新規テーマを発掘している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	資源開発企業および関連企業との積極的な意見交換を実施し、現場に即した技術課題の発掘を行うとともに、技術開発動向、最新の技術動向等の調査を継続的に実施。これらを通し、短期、中長期の技術課題を特定し、技術開発の方向性を定めた技術戦略を策定している。

(3) 評価体制の強化

配分機関型独法において、優れた研究成果を創出するためにも、配分プログラムの進捗や成果を評価する体制の強化が必要である。

(a) 評価人材の養成・評価能力向上への取組

評価者向けのセミナーや研修を多くの機関が実施している。特筆すべき取組としては、以下の事例が挙げられる。

- ベテラン評価者と若手評価者を組み合わせることでノウハウの引き継ぎに配慮。
(情報通信研究機構【NICT】)
- 機構内職員を対象としたプログラムオフィサー資格認定制度の設置。
(科学技術振興機構【JST】)
- 審査員候補者データベース（約4万人）の構築。
(日本学術振興会【JSPS】)
- 評価専門部署の設置。
(新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】)

表 3-27 評価人材養成・確保等に関する取組状況（自由記述）

法人名	評価人材養成・確保等に関する取組状況
情報通信研究機構【NICT】	ベテラン評価者と若手評価者とが共同で評価を行うことにより、ベテラン評価者の持つノウハウが若手評価者に引き継がれるよう、取り組んでいる。
科学技術振興機構【JST】	機構では、他配分機関の協力を得て、プログラムオフィサー（PO）の資質向上を目指した公開 PO セミナーを開催している。更に、機構内職員を対象としたプログラムオフィサー資格認定制度を設け、人材養成・確保に関する取組を行っている。 また、科学技術振興調整費「競争的研究資金配分機関構築支援プログラム」では機構職員3名が NIH、NSF 等への海外研修に参加した。
日本学術振興会【JSPS】	審査員候補者データベースを構築することで、審査員の確保を図っている。このデータベースは、科学研究費補助金の採択者（特別推進研究、基盤研究、若手研究（A）の研究代表者および特定領域研究の領域代表者（平成 18 年度から））の登録および関係学協会からの情報提供によりデータを充実させており、平成 18 年度には約 4 万件のデータを登録している。
医薬基盤研究所【NIBIO】	従来より年齢に捉われない評価者の採用に努めており、更なる人材養成・確保に努めていく予定である。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、研究評価に当たり、事業のミッション性等を十分考慮し、必要に応じて産業界等からの委員参画等を求めるとともに、課題採択、中間評価・事後評価に当たっては、当該分野の専門家を専門委員として招聘することにより評価機能を充実。この際には、年齢に囚われず、当該分野の第一人者を招聘するようにしているところ。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	過去に登録された技術委員等、約 5,000 人の委員情報として評価人材を確保するとともに、機構内部に評価専門部署（研究評価部）を設けている。当該部署は、評価運営のための研修として、若手職員を中心に内外の評価関係の学会発表・セミナー・シンポジウム、また評価の一環として行われている現地調査への積極的な参加を奨励している。これらの取組により、適正な評価を行うための経験・相場観を養う人材養成に努めている。
情報処理推進機構【IPA】	高度な専門知識を有する研究員等を講師とした内部セミナーの実施や、外部機関が実施する研修会への職員の派遣等を行い、職員の専門的能力の涵養を推進している。 また、各界の専門家を招き、電子マネーや次世代ネットワーク、Web2.0 といった最先端のテーマを取り上げた「テーマ別研究会」を実施するとともに、産学官の専門家から構成される「情報技術動向研究会（平成 18 年度より「ソフトウェア未来技術研究会」に改称）」における講演の開催等、職員の知識の向上を図っている。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	開発テーマに精通した技術分野毎の専門家を確保しており、企業が行う定例会に参加する等して、事業実施中においても積極的に係わることで、評価人材の能力向上を図っている。

(b) 評価システム改革への取組

法人内の研究開発評価システム改革に向けた特筆すべき取組としては、以下の事例が挙げられる。

- 「世界水準の信頼できる評価」に向けて評価の全体計画、実施等に関する業務に特化したタスクフォースを設置。（科学技術振興機構【JST】）
- プロジェクト評価で得られた教訓・ノウハウをまとめた「NEDO マネジメントガイドライン」を作成し役職員が共有。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- ユーザー企業、有識者等に対する「100 者ヒアリング」を実施し、その結果を踏まえた事業の見直しを実施。（情報処理推進機構【IPA】）

表 3-28 法人内の研究開発評価システム改革に向けた取組（自由記述）

法人名	法人内の研究開発評価システム改革に向けた取組
情報通信研究機構【NICT】	追跡評価制度の説明を十分に行うとともに、採択者の個々に確認を行う等、追跡評価強化の取組を行った。
科学技術振興機構【JST】	戦略的創造研究推進事業では、「世界水準の信頼できる評価」を行うために、評価の全体計画、実施等に関する業務に特化したタスクフォースを設置している。平成 17 年度は、世界各国の外国人評価者 5 名を含む 13 名の国際評価委員会を開催した。
日本学術振興会【JSPS】	学術システム研究センターにおいて、中間・事後評価方法等の改善策について検討するとともに、次回の申請時に前回の研究実績に対する適切な評価を行えるよう、申請様式等の改善を図っている。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、事業のミッション性を十分に考慮した上で、どのような評価を実施すべきかについて明確化。評価委員に対してもその旨周知徹底することにより、より効果的かつ効率的な評価を実施できるようにしている。また、課題の提案に当たっては、研究者側に既出の類似成果に関するレビューを行わせることとしており、このレビューを通じて、研究の世界的に見た位置づけを明確にさせ、この情報も評価委員に示して評価を実施。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	評価専門部署（研究評価部）は、NEDO 内部に設ける外部有識者からなる研究評価委員会において、評価方法の改革を含めた議論を行うとともに、全ての技術評価結果を理事長へ報告し、研究開発システムの改革に向けた指示を受けることとしている。 当該部署内においては、評価委員、推進部署および実施者へのアンケート、部内での討論会等を行い、これまで蓄積された知見を生かしつつ、より効率的・効果的な評価制度システムの構築を目指している。更にプロジェクト評価（中間、事後、追跡）の結果得られた多くの教訓等を、属人的なものとするのではなく組織として蓄積し、今後のマネジメントに反映することにより PDS サイクルを強化していくため、NEDO の研究開発マネジメントのノウハウを集約したガイドラインとしてまとめ、全役職員で共有している。
情報処理推進機構【IPA】	「平成 17 年度計画」について、年度中間において進捗状況をチェックし、「平成 17 年度上期実績・下期計画」や「中間仮決算」を策定し、見直しを実施している。 更に、事業または部署ごとに有識者からなる審議委員会等を組織し、プロジェクトの採択とあわせて、事業や部署全体の活動についての評価を実施している。 また、審議委員会による評価だけでなく、外部の声を的確に事業運営に反映させるため、ユーザー企業、有識者等に対する「100 者ヒアリング」を実施し、その結果を踏まえた事業の見直しを適宜実施している。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	事業評価に関する外部委員会の提言を受けて、今後、研究開発評価システムの構築に向けて検討を行うこととしている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、定期的に開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専門家による実績の評価等、機構業務につき、事業分野毎の専門的・技術的な観点からの意見を求め、事業運営に反映させる。

3.5.3 研究開発の効果的・効率的推進

研究開発を効果的・効率的に進めるためには、独立行政法人化の利点（予算執行の柔軟性・公立性）を活用する一方、他の機関・制度と連携することで優れた研究成果が実用化まで円滑につながる仕組み作りが必要である。また研究費の無駄の排除や不正行為への対応も資金配分システム全体の効果的・効率的推進のために不可欠な取組である。

(1) 予算執行の柔軟性・効率性の確保

独立行政法人化により予算の弾力的執行が実現し、法人の裁量を発揮することが可能となったことを受け、各法人は研究開発の効率的・効果的推進のための取組を進めている。

具体的には、採択課題での年度間の予算繰越、年複数回の申請受理、年度当初からの資金運用等、着実に制度整備が進んでいる。

表 3-29 予算執行の柔軟性・効率性の確保

法人名	以下の項目に関する制度の有無		
	採択課題での年度間の予算繰越	課題公募における年複数回の申請受理	採択課題での年度当初からの資金使用
情報通信研究機構【NICT】	1	1	1
科学技術振興機構【JST】	1	1	1
日本学術振興会【JSPS】	1	1	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1	2	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1	3	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1	1	1
情報処理推進機構【IPA】	1	1	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	2	3	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1	2	1
	1.制度がある 2.現在制度はないが、今後整備予定 3.制度はない(現時点で整備予定なし)		

(注) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】：予算執行の柔軟性については、配分プログラムにより異なっており、回答は最も柔軟な例である。

具体的な改革の内容としては、採択（選定）時期の早期化、審査事務等の効率化、契約締結の早期化、契約締結後の速やかな概算（中間）払い体制等が挙げられている。

特筆すべき取組としては、以下の事例が挙げられる。

- 成果が目覚ましいプロジェクト等に資金を迅速に投入する加速制度を構築。
（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 1年を通していつでも応募できる随時公募制度（年2回採択）を実施。
（情報処理推進機構【IPA】）

なお、年複数回申請については「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」から競争倍率が更に高くなる恐れがあるため対応は困難であるとの意見が挙げられている。

表 3-30 予算執行の柔軟性・効率性確保へ向けた取組（自由記述）

法人名	予算執行の柔軟性・効率性確保へ向けた取組
情報通信研究機構 【NICT】	前年度中に公募説明会を開催し、公募から採択に係る事務手続きの進捗管理の徹底等を通じて、採択課題の決定および助成金の交付時期の前倒しに努めている。
科学技術振興機構 【JST】	<p>機構では、競争的資金事業において、可能な範囲でプロジェクト間での効率的な研究費運用が行えるよう努めている。また、運営費交付金の範囲内において年度間繰越は可能となっている。戦略的創造研究推進事業では、研究総括（PO）が、研究領域内個々の研究課題の進捗状況等を適宜把握し、研究課題間の資金配分にメリハリをつけ、予算執行の柔軟性・効率性を確保している。また、研究主監（PD）は、プログラム内個々の研究領域の進捗状況等を適宜把握し、研究領域間の資金配分にメリハリをつけ、予算執行の柔軟性・効率性を確保している。</p> <p>また各事業においても、課題選定における選定期期の早期化、審査事務等の効率化、委託研究契約の締結の早期化を図り、新規課題については採択後遅滞なく、継続課題については概ね年度当初から研究費が使用できるよう措置している。</p>
日本学術振興会 【JSPS】	<p><予算の繰越し>科学研究費補助金で、交付決定時に予想し得なかったやむを得ない事由による場合には、文部科学省への事前相談を経て、年度を越えた使用を可能にする制度を設けている。</p> <p><年複数回の申請受理>国際交流事業で、相手国側のニーズに対応するため、外国人特別研究員事業において年複数回の申請を実施。</p> <p><年度当初からの資金活用>科学研究費補助金では、採択課題の交付内定を4月のできるだけ早い時期に行い、内定日以降は発注、契約等を開始できることとすることにより、実質的に年度当初から資金の使用が可能。国際交流事業では、できるだけ早い時期に配分額の通知を行うことで年度当初からの活動に影響がないように対応。</p>
医薬基盤研究所 【NIBIO】	予算繰越制度、研究契約締結後の速やかに概算払いできる体制づくり、当研究所が認めた場合に限定されるが契約日以前の資金使用、年複数回の執行等により、不用額の発生等を抑え効率的に予算執行するよう努めている。
農業・生物系特定産業技術研究機構 【NARO】	<p>基礎的研究業務では、年度を超えた予算使用については、運営費交付金の性質上年度間繰越は可能であるものの、独法化（H15.10）以降実績はない。年度当初からの資金使用については、採択年度については契約締結が年度途中になるため不可能であるが、継続課題については、契約を4月1日付で締結することにより、年度当初からの資金使用を可能としている。年複数回申請については、毎年採択予定枠に対し多くの提案がなされるため、年1回募集でも高い競争率となっている。仮に現状の予算枠の中で年複数回募集を実施すると、1回あたりの採択課題数が減少することにより、倍率が更に高くなる恐れがあることから、現状では年複数回申請への対応は困難であると考えている。</p> <p>民間研究促進業務では、予算額は枠予算であり、実際の必要額を出資または借り入れにより業務を遂行しているため、年度を超えた予算使用はできない。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構 【NEDO】	<p>複数年に亘って実施する事業は、原則、中間評価年度をまたがない形で複数年度契約を行い、予算の前倒し等の柔軟な対応を可能としている。</p> <p>中間評価等の結果を基に、事業の縮小・中止・見直し等を迅速に行うとともに、①目覚ましい研究成果を挙げており、拡充により国際競争上の優位性が期待できるもの、②内外の研究動向の変化のため、研究内容の早急な修正が必要なもの、③国際標準の取得等のため、早急な追加研究が必要なもの、④研究開発環境の変化や社会的要請等により緊急の研究が必要なもの、については必要に応じて追加予算の充当による研究の加速を行っている。</p>
情報処理推進機構 【IPA】	日進月歩であるソフトウェアの技術動向を的確に事業に反映するため、1年を通していつでも応募できる随時公募制度（年2回採択）を実施している。更に、上期予算執行状況を踏まえた下期予算配分の重点化や複数年度にまたがる契約等、柔軟な対応を図っている。また、開発期間を可能な限り長くするため、審査期間の短縮（60日以内）を図るとともに、採択先からの要望に応じ、中間払いを実施している。
中小企業基盤整備機構 【SMRJ】	研究開発期間を確保するため、契約期間が複数年に亘る場合でも契約できる仕組みづくりを実施している。

(2) 他機関・他制度との連携

イノベーション創出の観点から、基本計画では「府省を越えて優れた研究成果を実用化につなぐ仕組みの構築」が求められており、具体的な取組として「各研究費制度における中間評価・事後評価結果の迅速な情報発信と他制度・機関での活用」等が期待されている。

自ら行う資金配分の中で、中間・事後評価は殆どの法人が実施しており、その結果の情報発信も積極的に行われている。しかし、他制度・機関の中間・事業評価結果の相互活用については未だ行われていない。

他制度・機関との連携は（後述する研究テーマの重複排除、不合理な研究費の集中排除を除き）殆どの機関で未着手の状況であるが、一部で先進的な取組も見られる。

- 各機関の役割を踏まえた業務の効果的な遂行に向けた情報交換等を行うための連絡会開催（科学技術振興機構【JST】、日本学術振興会【JSPS】、新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 関係他省庁（厚労省、農水省、国交省、環境省）との垂直連携（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）

他機関・他制度との連携は第 3 期基本計画で配分機関型独法に強く期待される事項であり、今後の各法人の取組が期待される。

表 3-31 中間・事後評価の実施および活用状況

法人名	中間・事後評価の実施、結果の発信・活用等の実施	中間・事後評価の実施、結果の発信・活用状況		
		中間・事後評価の実施	評価結果の積極的な情報発信	評価結果の他機関との相互活用
情報通信研究機構【NICT】	1	1	1	3
科学技術振興機構【JST】	1	1	1	3
日本学術振興会【JSPS】	2	1	1	2
医薬基盤研究所【NIBIO】	1	1	1	3
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1	1	1	3
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1	1	1	3
情報処理推進機構【IPA】	1	1	1	3
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	1	1	2	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1	1	1	3
	1.全ての配分(助成)プログラムで行っている 2.一部の配分(助成)プログラムで行っている 3.仕組み・体制はない	1.実施している 2.現在未実施だが、今後実施予定 3.実施していない(現時点で実施予定なし)		

表 3-32 中間・事後評価の実施状況と評価結果の相互利用状況（自由記述）

法人名	中間・事後評価の実施状況と、評価結果の相互利用状況
情報通信研究機構【NICT】	『新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援』研究終了時（毎年）事後評価を行い、その結果を評価基準、評価得点および評価委員からの評価コメントとともに採択者に通知するとともに、研究終了後 5 年間は事業化に係る状況報告を求めている。 『民間基盤技術研究促進制度』研究期間のほぼ中間に当たる年度に中間評価を、研究期間が終了した翌年度に事後評価を実施。これらは、書面およびヒアリングにより実施し、実施状況や目標達成状況等を評価し、その結果は機構 HP において公表している。
科学技術振興機構【JST】	機構では、外部有識者等による研究課題の中間・事後評価等を実施すること等により、公正さ・透明性の確保を行っている。 戦略的創造研究推進事業では、研究課題の評価は、研究総括（PO）が領域アドバイザーやその他の外部有識者の協力を得て、利害関係者の排除規程に留意しつつ、ピアレビューによる中間・事後評価を実施している。評価のプロセスや基準、評価者等については、結果がまとまり次第 HP 等で速やかに公表している。 中間評価の結果、今後の発展の可能性・重要性が認められた研究テーマについては、研究資源や人材の重点化を図る。各プロジェクトにおいて研究体制、研究テーマ等の検討を行い、その結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映している。
日本学術振興会【JSPS】	科学研究費補助金事業では、比較的配分額が多い学術創成研究費、基盤研究（S）について、研究開始後 2 年経過後の研究課題について中間評価を行い、研究期間が終了した研究課題について事後評価を実施している。また、申請書類である研究計画調書には、研究者が従来受けた科学研究費補助金の研究計画、研究経過および研究成果等を具体的に記入させており、その研究成果等を審査の際に考慮している。 国際交流事業と特別研究員事業の一部においても、中間・事後評価を実施している。
医薬基盤研究所【NIBIO】	年次評価、中間評価、研究終了後の終了時評価等を実施している。また、評価結果については可能な限り医薬基盤研究所ホームページにおいて随時公開している。評価結果の他機関との相互利用について現在検討していない。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、研究期間が 3 年を超える課題については、3 年目に中間評価を実施し、その結果を資金配分等に活用。また、研究を終了した課題については、事後評価を実施。これらの評価結果については、その概要を研究者に通知するとともに、当センター HP において公表。 民間研究促進業務では、出資事業については、出資期間を終了した案件について、出資期間終了後 1 年以内に企業経営の専門家を含む外部の専門家からなる総合評価委員会を開催し、研究成果の終了時評価を行う。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	NEDO が実施する研究開発プロジェクトについて、以下のとおり評価を実施した。 ・プロジェクトの中間評価を 6 件、事後評価を 15 件行った。 ・制度評価に関して、中間評価を 2 件、事後評価を 1 件行った。 ・制度中のテーマ毎の評価は、提案公募型事業について中間評価を 179 件、事後評価を 128 件行い、実用化・企業化促進事業において中間評価を 107 件、事後評価を 73 件行った。 また「産業技術研究助成事業」および「大学発事業創出実用化研究開発事業」は平成 17 年度に、平成 16 年度実施の中間評価の結果を制度運営の改善等に反映することにより、「実施～評価～反映して計画・実施」という本格的な PDS サイクルを実施した。これらの評価の結果、成果や認知度向上のための情報発信、多様なニーズに応じた制度設計の柔軟化、より成果を上げるための対象の絞り込みや追加等、今後の制度運用等に関し改善点や検討課題が得られた。これらの評価には外部の有識者を積極的に活用し、その結果を HP 等を通して広く一般に公開している。
情報処理推進機構【IPA】	プロジェクト終了後、厳密に検収作業を行い、役員会の審議を経て検収の可否について機関決定をするとともに、外部有識者からなる審議委員会により事後評価を実施している。また、開発成果物の事業化を重視しているところであり、事業化フォローのための開発後の事後評価およびフォローアップアンケートを実施している。全ての開発成果について、事業成果報告書をホームページで公開するとともに、未踏ソフトウェア創造事業については、開発者・成果の近況やプロジェクトマネージャーによる評価結果をホームページにて公開している。更に、成果事例集等の書籍を作成し、積極的な成果普及を図っている。 当機構では、PDCA サイクルにより年度計画の着実な実施を図るため、上期の進捗状況の把握とそれを踏まえた下期実行計画策定および中間決算を年度半ばに実施している。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	研究開発成果の事業化を確実に推進するため、計画の段階からユーザー企業と一体となり実施しており、企業の営業戦略から研究開発期間終了後の取組状況についての情報発信には消極的な委託先が多い。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	事業計画の中間年度において中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。また、事業終了後には厳格な評価を行う、成果の検証を行っている。

表 3-33 配分（助成）プログラムの効果的实施へ向けた、他機関との連携状況
（自由記述）

法人名	配分（助成）プログラムの効果的实施へ向けた、他機関との連携状況
情報通信研究機構 【NICT】	各省庁が管轄する競争的研究資金制度等の担当部署に対して、新規採択候補研究テーマの概要情報を提供し、他機関の研究テーマとの研究技術内容の重複、研究担当者の重複（合計専従率 100%以上という不合理の排除）の有無を確認し、重複が確認された場合には、該当研究テーマを採択候補研究テーマから排除する等、他機関との連携を行っている。
科学技術振興機構 【JST】	戦略的創造研究推進事業では、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と会合を持ち、各法人の役割を踏まえて業務を効果的に遂行するため、公募情報の交換、その他協力を行っている。
日本学術振興会 【JSPS】	日本学術振興会、科学技術振興機構および新エネルギー・産業技術総合開発機構は、他の機関の成果の活用等の連携に向けた情報交換等を行うため、平成 18 年 5 月から 3 機関連絡会を定期的に開催することとした。
農業・生物系特定産業技術研究機構 【NARO】	基礎的研究業務では、当センターにおいては、基礎段階でのシーズ発掘を目的とした基礎的研究推進事業、シーズを活用した応用段階の研究を実施する異分野融合研究支援事業という、異なったステージの事業を有しており、機関内でも様々な段階の研究の推進を図っている。また、2006 年度からは民間研究促進業務において、新たに民間企業における実用化を促進する民間実用化研究促進事業を開始したところ。 他機関との連携については、他機関の事業で得られた研究成果を活用した当センター事業への提案や、逆に当センター事業で得られた成果を基にした他機関制度への提案等が行われていると承知しており、今後、このような動きをより効果的なものにするための方策等について検討中。
新エネルギー・産業技術総合開発機構 【NEDO】	省庁の垣根を越えた他機関との連携として、以下のような取組を行った。 ・ガン等の早期発見・治療の実現等の共通の目的のもと、機器開発を担当する NEDO と、薬剤開発を担当する厚生労働省とが共同し、垂直・産学連携体制で悪性腫瘍等治療支援分子イメージングの研究を実施した。 ・エネルギー使用合理化事業者支援事業等では、省エネルギー発展のために特に課題となっている運輸部門において、国土交通省と連携し、国土交通省の認定したトラック用アイドリングストップ設備等の省エネ化支援を実施した。更に、農林水産省の認定したビニールハウス高効率暖房機や省エネルギー型船舶エンジンに対する省エネ支援を実施した。 ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業においては、農林水産省がサトウキビ栽培から廃糖蜜を、NEDO が廃糖蜜からエタノール製造を、環境省がエタノールから自動車燃料（エタノール 3%混合ガソリン）をそれぞれ分担する垂直連携により実施する研究を採択した。

(3) 研究費配分における無駄の徹底排除

基本計画では「研究費配分の不合理な重複や、研究者個人の適切なエフォートを超えた研究費の過度の集中は、排除を徹底する」ことが求められている。

現時点で、全ての法人が他機関と連携して研究テーマとの重複排除を実施している。またエフォート率を活用した研究費の集中排除については「情報通信研究機構【NICT】」「科学技術振興機構【JST】」「日本学術振興会【JSPS】」「医薬基盤研究所【NIBIO】」「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」の6法人が既の実施している。

エフォート管理については現在、府省の枠を超えた管理体制が整備されているところであり、今後は全ての法人に取組が拡大することが期待される。

表 3-34 研究費配分における重複・集中排除、不正行為への対応

法人名	他機関との研究テーマ重複や研究費の集中を排除するための取り組みの実施		研究者の不正行為への対応についての制度・規程
	他機関との研究テーマ重複排除	エフォート率を活用した研究費の集中排除	
情報通信研究機構【NICT】	1	1	1
科学技術振興機構【JST】	1	1	1
日本学術振興会【JSPS】	1	1	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1	1	2
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1	1	1
情報処理推進機構【IPA】	1	3	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	1	2	2
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1	3	2
	1.実施している 2.現在未実施だが、今後実施予定 3.実施していない(現時点で実施予定なし)		1.制度・規程がある 2.現在制度・規程はないが、今後整備予定 3.制度・規程はない(現時点では整備予定なし)

表 3-35 研究テーマの重複や研究費の集中を排除する為の取組（自由記述）

法人名	研究テーマ重複や研究費の集中を排除するための具体的な取組
情報通信研究機構【NICT】	各省庁が管轄する競争的研究資金制度等の担当部署に対して、新規採択候補研究テーマの概要情報を提供し、他機関の研究テーマとの研究技術内容の重複、研究担当者の重複（合計専従率 100%以上という不合理の排除）の有無を確認している。 また、重複が確認された場合には、該当研究テーマを採択候補研究テーマから排除する取組を行っている。
科学技術振興機構【JST】	機構では、関係府省連絡会申し合わせに基づき、競争的研究資金の事業における課題採択前に、文部科学省の各制度所管担当課を通じ情報を共有化し、不合理な重複または過度の集中の有無を確認している。また、不合理な重複等の排除について、公募要領に明記し申請者に周知することとしている。また、申請者等が助成中・申請中の研究費や当事業に採択された場合の研究充当率（エフォート）を応募申請書に記載させ、研究課題の採否および研究費査定に使用している。また、採択決定前に機構内の他の競争的研究資金担当者との情報交換を行い、重複等の排除に努めている。
日本学術振興会【JSPS】	科学研究費補助金では、申請書類に採択もしくは応募中の他の研究課題とエフォートを記載させており、審査の際に考慮している。
医薬基盤研究所【NIBIO】	重複排除については、厚生労働省を通じて、各競争的資金の配分機関との調整を行っている。また他の独立行政法人等が実施している事業の研究テーマの情報を入手し、内容を精査の上、重複していると思われるものについて応募者より事情聴取を行う。その結果、重複していると認められるものについては採択候補から外す等の措置を執っている。またエフォート率も低くないことを確認している。更に過度の重複の排除を周知徹底する必要性から「募集要領」内に当該事項に対する考え方を記載し、関係者への周知徹底を行った。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、他機関との重複排除については、主務省を通じて 2 次審査対象課題についての重複チェックを実施。また、提案書の中で、現在応募中、あるいは実施中の研究課題については、研究者自らからも申告させるようにしており、重複の可能性がある提案については、2 次審査（ヒアリング）の際に、内容等について確認の上、重複を排除するようにしている。エフォートの管理については、提案書あるいは研究実施計画書の中でエフォートを記載させるようにしており、集中の懸念がある場合にはその点についてヒアリング等で確認。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	他機関との研究テーマ重複排除として、「産業技術研究実用化助成事業」「産業技術研究助成事業※」および「大学発事業創出実用化研究開発事業※」は、同一研究者による類似テーマの応募等に関して、科学技術振興機構および経済産業省を通じた他省庁との重複チェックを行っている。 エフォート率を活用した研究費の集中排除するための取組としては、「産業技術研究助成事業※」「産業技術実用化開発助成事業」および「国際共同研究助成事業」で行っており、「大学発事業創出実用化研究開発」では平成 19 年度より取り組む予定としている。 (※は、競争的資金として登録しているものを示す。)
情報処理推進機構【IPA】	提案書に国、自治体、特殊法人等、他の公的助成制度に対して、提案テーマに類似した内容を応募している、あるいはその予定がある場合は、その旨を記載するよう公募要領に明記している。また、提案書提出後に他の助成制度に採択された場合にも、速やかに当機構に報告するようあわせて明記している。 また、採択にあたっては、プロジェクトマネージャーまたは専門委員が全ての申請書類をチェックし、必要に応じてプレゼンテーションを含めた審査を行い、採択候補を選出、更に、外部有識者から構成される審議委員会等においてこれらの採択候補に関し最終審査を行い、決定している。
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	他機関との研究テーマの重複を排除するため、公募要領に記載し周知を図るとともに、応募案件について関係機関との情報共有を図ることとしている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	プログラムによっては、重複事業を排除するために公募提案書の作成において、「他の制度からの助成等の有無（申請中を含む）を記載させるとともに、「競争的研究資金の不合理な重複および過度の集中の排除等に関する指針（17 年 9 月 9 日）」について、公募要領に明記。不合理な重複および過度の集中の排除に努めている。

(4) 研究者の不正行為への対応

研究者の不正行為へ対応するための規程・方針については、「情報通信研究機構【NICT】」「科学技術振興機構【JST】」「日本学術振興会【JSPS】」「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」「情報処理推進機構【IPA】」の6法人が既に整備している。一方で、現在、制度・規程がない法人については早急な整備が期待される（表 3-35）。

不正行為への対応の具体的な内容としては、契約の全部または一部取り消し、応募資格等の制限（停止）、研究費等の執行の停止および返還、不正事案の公表等が行われている。なお特筆すべき取組として以下の事例が挙げられる。

- 実施者の内部告発等にも対応できる外部向けヘルプデスクを設置（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）

表 3-36 研究者の不正行為の対応（自由記述）

法人名	研究者の不正行為の対応
情報通信研究機構【NICT】	『新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援』不正行為に対する処置として、助成金交付要綱では交付の決定の内容の全部または一部を取り消すことができる、としている。 『民間基盤技術研究促進制度』不正行為に対する処置として委託契約書に、報告書の要求、事務所等への立ち入り、氏名および不正等の内容の公表、本契約の全部または一部の解除を実施することができる旨明記している。
科学技術振興機構【JST】	機構では、「不適正経理等に係る研究費等の執行停止等に関する達」により、機構の研究事業等において不適正な経理処理等が発生した場合における当該研究者等に対する研究費等の執行の停止および申請資格等の制限、研究費等の返還に関し定めている。本達は、研究費の他用途使用、虚偽請求による支出、研究補助員等報酬の不正使用、法令違反による研究費支出、偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合に適用する。 また、ミスコンダクトへの対応について、総合科学技術会議や文部科学省において現在検討中のガイドライン等を踏まえ、規則の制定を検討中である。
日本学術振興会【JSPS】	科学研究費補助金事業において、不正使用（預け金、カラ出張、カラ謝金等）、不正受給（無資格受給等）をした研究者等に対し、不正にかかる補助金の返還および不正を行った研究者に対する応募資格停止の措置（程度に応じて2年～5年）をとっている。
医薬基盤研究所【NIBIO】	不正行為への制度・規定については現時点においては一定の規定を契約書に盛り込んでいる。しかし、当該事象の発生頻度増加の観点から、関係者への周知徹底の必要性に鑑み関係省庁が発表している内容を参考とし、「募集要領」内に不正行為への対処についての考え方を記載し周知徹底を行った。加えて今後委託先機関と取り交わす契約等についても更に適切に対応していくこととしている。
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	基礎的研究業務では、不正経理の疑いがある場合には、委託先機関への調査指示、当センターによる調査等の上、不正経理が発覚した場合には、当該研究者に対し、研究の中止とともに研究費の返還請求および応募資格の剥奪措置。当該研究者と同一の研究機関の研究チームに属する者についても、翌年度は応募資格を剥奪。更に、当該研究者と同一の研究チームに属する他の機関についても、研究目標が達成されないと判断された場合には、研究中止の措置が可能。研究上の不正に対しては、対応を検討中。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	機構内部に設けた、委託や補助に係る手続きおよび検査等に関する専門部署（検査・業務管理部）は、不正行為に対して不正事案を対外的に公表するという強い姿勢を示しつつ、委託業務や補助金交付に関する事務手続きや停止等の問い合わせ窓口とともに、実施者の内部告発等にも対応できる外部向けヘルプデスクを設置している。 また、不正行為抑止に向けて①事業者説明会を開催し研究費の執行ルールの徹底およびモラル意識の向上、②事務処理マニュアル等を整備し事業者の制度への理解増進、③事業者に対し適切な経理処理指導の適宜実施等の取組を行っている。 なお、NEDOの研究開発事業の大半は事業者との委託契約もしくは助成金等の交付といった形態で実施されており、この場合、不正行為に係る対応は、事業者単位で取り扱っているところ。 不正行為とは、諸規程等により次の行為を指している。

	<p>①偽りその他不正の手段によって委託費、補助金等の交付を受けること。 ②補助金等を交付の目的以外に他の用途へ使用すること。 ③契約または契約に基づく指示に対する違反、交付決定の内容またはこれに付した条件違反、法令等に違反すること。</p> <p>具体的には、当機構における不正行為に対する処置は以下のとおりである。</p> <p>(1) 研究者個人に対して 不正行為を行った個人の研究者に対しては、次の処分措置を講ずることとしている。</p> <p>①不正行為が行われた助成事業の交付決定の全部または一部の取り消し ②過大受領額の返還および加算金等の納付 ③当該不正の態様に応じて最長 5 年間の新規助成金交付等の停止 ④当該不正事案の公表</p> <p>(2) 事業者に対して 事業者の不正行為に対しては、委託契約においては「業務委託契約約款」および機構の内部規程、補助事業においては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、各補助金の交付規程および機構の内部規程に基づいて、次の措置を講ずることとしている。</p> <p>①当該委託契約の解除または補助金等の交付決定の取り消し ②過大受領額の返還および加算金等の納付 ③当該不正の態様に応じて最長 6 年間の新規委託契約および助成金交付等の停止 ④当機構の売買等の契約について一定期間の指名等の停止 ⑤不正事案の公表 ⑥不正事案の告訴の検討</p>
<p>情報処理推進機構【IPA】</p>	<p>以下の場合、当機構は契約を解除、あるいは契約金額の全部もしくは一部について支払いを行わず、また、支払い済みの場合は、開発者にその返還をさせることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンスや公開等の取り扱いについて契約時に定めたものと異なる取り扱いがなされた場合。 ・目的外への経費の充当等、不適正な経理処理があった場合。 ・当機構への報告等の虚偽があった場合。 ・検収が不合格となった場合

3.5.4 科学技術振興のための基盤の強化

科学技術振興のためには、研究開発の成果である知的財産の管理体制や資金配分業務を行う上での秘密保持体制等の基盤の強化が必要となる。

(1) 知的財産の管理体制

配分機関として、資金配分により創出した特許等の知的財産を管理する体制について担当者数に着目した結果を表 3-37に示す。各法人ともに弁理士資格を有する者は法人内部に要していない。

「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」「科学技術振興機構【JST】」を除くと、知的財産担当者は1名以下であり、アウトソーシングの活用状況等を踏まえて、知的財産管理体制として充分かについて今後検討する必要がある。

表 3-37 知的財産の管理体制

法人名	知的財産担当者数	内、弁理士資格を有する者
情報通信研究機構【NICT】	0.2人 (機構内担当 8.0人)	0.0人
科学技術振興機構【JST】	9.0 (機構内担当 1.0人)	0.0人
日本学術振興会【JSPS】	1.0人	0.0人
医薬基盤研究所【NIBIO】	0.1人	0.0人
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1.0人 (機構内担当 16.3人)	0.0人
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	8.0人	0.0人
情報処理推進機構【IPA】	0.0人	0.0人
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	0.0人	0.0人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1.0人	0.0人

(注) 情報通信研究機構【NICT】、科学技術振興機構【JST】、農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】は、自ら研究開発を行う研究所型独法であり、機構内部の知的財産を担当する者を別途有している。

(2) 資金配分業務で知り得た研究情報等の取り扱い

資金配分業務を行う上で知り得た研究情報に関する秘密保持義務を定めた規程・方針を全ての法人が整備している（表 3-38）。資金配分業務を行う上で不可欠なものであり、全ての法人で整備されていることは評価できる。なお特筆すべき取組として以下の事例が挙げられる。

- 評価委員（外部有識者）等との間で機密保持に関する契約を締結（情報通信研究機構【NICT】、新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 配分先と結ぶ契約書上でお互いの秘密保持義務を明記。（医薬基盤研究所【NIBIO】）
- 研究実施者からは研究情報に関する過剰な資料を要求しない、所有する技術情報等の秘密文書は、各部長が管理する金庫に保管する等の対応。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）

なお研究成果として生まれた産業財産権については「産業活力再生特別措置法（日本版バイ・ドール法）」に基づき配分先の帰属としている例が殆どである。

表 3-38 研究情報に関する秘密保持義務規程の有無

法人名	研究情報に関する秘密保持義務についての規程・方針
情報通信研究機構【NICT】	1
科学技術振興機構【JST】	1
日本学術振興会【JSPS】	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1
情報処理推進機構【IPA】	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1
	1. 秘密保持に関する規程・方針がある 2. 現在規程・方針はないが、今後整備予定 3. 明確な規程・方針はない（現時点では整備予定なし）

表 3-39 研究情報に関する秘密保持および研究成果の取り扱い状況（自由記述）

法人名	研究情報に関する秘密保持および研究成果の取り扱い状況
情報通信研究機構 【NICT】	『先進技術型研究開発助成金制度』 外部有識者・専門家による評価委員会の委員については、評価委員会規程に守秘義務を負う旨規定している他、各評価委員と機密保持契約を締結し、研究に関する情報の取り扱いには十分注意している。 『民間基盤技術研究促進制度』 ・特許等、知的財産については「産業活力再生特別措置法」（日本版バイ・ドール法）等に基づき、一定の条件の下、100%受託者に帰属させている。 ・知的財産権の出願およびその後の状況を機構が把握するため、受託者からの報告資料に基づいたデータベースを随時更新・管理している。
科学技術振興機構 【JST】	「資金配分した研究に関する情報」等、職務上知ることのできた情報に関して、機構法や就業規程により秘密保持等を義務づけている。 「研究成果の取り扱い状況」については、委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権は、産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 30 条第 1 項各号に掲げる全ての事項（同条項中、「特定研究成果」については「発明等」、「国」については「機構」とそれぞれ読み替えるものとする。）を遵守することを条件に、原則として研究機関に帰属することとしている。
日本学術振興会 【JSPS】	科学研究費補助金事業では、研究の成果は研究者本人に帰属する。
医薬基盤研究所 【NIBIO】	公表に差し支えない範囲で研究成果について公開する一方、公開されることによる企業側の不利益を考慮し公表を差し控えるケースもある。即ち医薬基盤研究所と配分先で交わされる契約書上で、両者に相手方より開示を受け、または知り得た技術上および営業上の一切の情報について秘密保持の義務を負わせている。また、資金配分した研究により得られた産業財産権等については配分先に帰属させている。但し、これらの権利を実施することにより得た対価については、別途協議によりその一部を医薬基盤研究所に支払うこととしている。
農業・生物系特定産業技術研究機構 【NARO】	職員は公務員であり、守秘義務がある。 基礎的研究業務では、研究で得られた知的財産権については 2003 年度以降、日本版バイ・ドール制度の適用により、基本的に委託先研究機関に権利を帰属させることとしている。知的財産権に関しては、その取扱いを定めた規程を有している。 民間研究促進業務では、出資事業に係る研究資金は、出資会社に出資金として提供され、当センターは株主としての立場であることから、研究成果は出資会社に帰属することとなる。また、融資事業に係る研究成果についても融資会社に帰属することとなる。
新エネルギー・産業技術総合開発機構 【NEDO】	研究開発成果は、成果報告書にまとめたものを、ホームページ上でデータベースとして公開している。また、研究実施者からは研究情報に関する過剰な資料を要求しないこととし、NEDO が所有する技術情報等の秘密文書は、各部長が管理する金庫に保管する等の対応を取っている。研究成果等の技術流出の防止については、定期的に職員を対象とした研修を行うとともに、採択審査委員会等の外部有識者の委員に対しても、委嘱の承諾書において守秘義務を課している。 委託業務の成果に係る知的財産権の取得、実施の報告等に関する事項、知的財産権の保全、普及、譲渡、実施の許諾等に関する事項を内部規程として定めている。なお、契約約款において、産学活力再生特別措置法（日本版バイドール法）に基づき、発明等に係る知的財産権は実施者に帰属するものとし、研究成果の有効活用を図っている。
情報処理推進機構 【IPA】	就業規則第 4 条第 2 項に秘密保持に関する規定を設けており、着任時のオリエンテーションでの説明を徹底している。 開発成果に係る知的財産権については、産業活力特別措置法第 30 条（日本版バイドール法）に基づき、原則として開発者に帰属させており、開発成果の活用状況等については、定期的に実施しているフォローアップアンケートにより把握している。
中小企業基盤整備機構 【SMRJ】	研究成果については、「技術開発等に係る知的所有権の取扱要領」に基づき、一定の条件を付して研究開発者に帰属させている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 【JOGMEC】	プログラムにより取り扱いが異なるが、基本的には研究成果は機構に帰属することとし、可能なものについては成果報告書を公開している。但し、産業財産権については産業活動再生特別措置法第 30 条を適用し、受託者の要請によっては、受託者に産業財産権を付与している。なお、研究機能・配分機能の区別なく知的財産担当部署は一つである。

3.6 その他

3.6.1 研究情報基盤の整備

資金配分により創出された研究成果の活用を促進するためにも、研究成果をデータベース等に登録・公開することが期待される。

「情報通信研究機構【NICT】」「科学技術振興機構【JST】」「日本学術振興会【JSPS】」「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」「情報処理推進機構【IPA】」「石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】」の 6 法人は資金配分を行った研究の成果情報等に関するデータベースを整備している（表 3-40）。

なお、その多くの法人がデータベースを外部向けにホームページ等で公開しているが、「医薬基盤研究所【NIBIO】」では資金配分先の秘密保持の観点から、データベースを非公開としている。なお特筆すべき取組として以下の事例が挙げられる。

- 他の競争的資金制度からの不合理な重複および過度の集中の排除を目的とした問い合わせに供するために内部用データベースを整備。（科学技術振興機構【JST】）
- NEDO の行う研究開発の位置付け等をまとめた研究分野毎の「技術戦略マップ」をホームページで公開。（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 開発者・成果の近況やプロジェクトマネージャーの評価結果をホームページ公開（情報処理推進機構【IPA】）
- オープンソースソフトウェアの技術評価データをデータベースに収録・公開し、アクセスランキングの閲覧を可能に。
（情報処理推進機構【IPA】：オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業）
- データベースを委託契約終了後の追跡調査や企業のフォローアップとして活用（中小企業基盤整備機構【SMRJ】）

表 3-40 研究情報基盤（データベース）の整備状況

法人名	資金配分を行なった研究の成果情報等に関するデータベース整備	(データベース整備の場合)データベースとして整備している情報					
		研究を実施する研究者名・所属	研究課題名	研究課題の概要	研究成果(論文、特許等)の概要	研究成果(論文、特許等)の全文	研究成果の活用状況(追跡評価の結果等)
情報通信研究機構【NICT】	1	1	1	1	3	1	3
科学技術振興機構【JST】	1	1	1	1	1	3	1
日本学術振興会【JSPS】	1	1	1	1	1	3	3
医薬基盤研究所【NIBIO】	2	1	1	1	1	1	3
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	3	—	—	—	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1	1	1	1	1	1	1
情報処理推進機構【IPA】	1	1	1	1	1	1	1
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	2	1	1	1	3	3	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	1	1	1	1	1	2	2
	1.全ての配分(助成)プログラムでデータベースを整備している 2.一部の配分(助成)プログラムでデータベースを整備している 3.データベースは整備していない	1.整備している 2.現在未整備だが、今後整備予定 3.整備していない(現時点で整備予定なし)					

(注) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】：プログラムにより、データベース化の進捗や対応が異なっており、上記は最も対応が進んでいる例。

表 3-41 データベースの整備状況（自由記述）

法人名	データベースの整備状況
情報通信研究機構 【NICT】	『新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援』研究テーマ名、研究代表者名及び研究機関の所在地（都道府県まで）を機構のホームページ上で公開している。 『民間基盤技術研究促進制度』研究課題名、研究代表者名、研究概要、および研究成果報告書を機構 HP 上で公開している。
科学技術振興機構 【JST】	戦略的創造研究推進事業では、研究成果を年報、終了報告書等として Web で公開している。また、機構および国または他の独立行政法人が運用する他の競争的資金制度からの不合理な重複および過度の集中の排除を目的とした問い合わせに供するために、研究課題、研究者、機関等の内部用データベースを整備している。 他事業においても、研究成果や技術情報、評価報告書を、Web 上で公開するとともに、データベースを整備し、研究実施中および終了後の成果管理に利用している。
日本学術振興会 【JSPS】	科学研究費補助金では、研究代表者や研究課題の情報だけでなく、各年度の研究実施状況等を、国立情報学研究所のデータベースにおいて一般公開することにより、広く情報提供するように努めている。
医薬基盤研究所 【NIBIO】	平成 8 年から現在までに研究者から提出された様々な文書（応募書、研究計画書、研究成果報告書、評価用報告書等）についてデータベース化を行っている。なお、データベースは秘密保持の観点から非公開としている。
農業・生物系特定産業技術研究機構 【NARO】	基礎的研究業務では、検索機能を有するデータベースとしては公開していないが、研究課題名、研究者、課題の概要、評価等については、ホームページ上で公開。
新エネルギー・産業技術総合開発機構 【NEDO】	・ほぼ全ての事業（実用化・企業化促進事業（5 事業）を除く）において、成果報告書の電子データをホームページ上にアップし、成果報告書の検索およびその全文ダウンロードを可能とするデータベース（約 21,400 冊）を構築している。実用化・企業化促進事業においては、企業戦略に係る事項が含まれる場合があるため、成果報告書は非公開としているが、成果についての報告を受けて情報を把握している。 ・NEDO の行う研究開発の位置付け等をまとめた研究分野ごとの「技術戦略マップ」を、ホームページ上で公開し、その全文をダウンロードを可能とするデータベースを構築している。 ・NEDO 保有特許等の検索および特許公報等のダウンロードが行える NEDO 特許情報提供システムを、ホームページ上に整備している。 ・その他、例えば「風況マップ」、「新エネルギー関連データ集」、「石炭情報検索データベース」、「全国日射関連データマップ」、「3R 技術のデータベース」等々、多くのデータベースをホームページ上で公開している。
情報処理推進機構 【IPA】	全ての開発成果について、事業成果報告書をホームページで公開するとともに、未踏ソフトウェア創造事業については、開発者・成果の近況やプロジェクトマネージャーによる評価結果をホームページにて公開している。更に、成果事例集等の書籍を作成し、積極的な成果普及を図っている。 更に、オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業においては、開発成果のうち、オープンソースソフトウェアの技術評価データをデータベース(OSS iPedia)に収録し、平成 18 年 5 月から公開しており、条件検索や活用状況としてのアクセスランキングの閲覧を可能としている。
中小企業基盤整備機構 【SMRJ】	上記項目について、各々データベース化しているため、相互にリンクするようなシステムを構築中。データベースは、委託契約終了後の追跡調査や企業のフォローアップとして活用している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 【JOGMEC】	プログラムにより、データベース化の進捗や対応が異なっており、最も進んでいる例では成果物の PDF 化やデータベース化を行っている。

3.6.2 アウトリーチ活動への取組

基本計画においては、「研究者等と国民が互いに対話しながら、国民のニーズを研究者等が共有するための双方向コミュニケーション活動であるアウトリーチ活動」推進のため、「競争的資金制度において、アウトリーチ活動への一定規模での支出を可能にする仕組みの導入を進める」ことが求められている。

「科学技術振興機構【JST】」「日本学術振興会【JSPS】」「医薬基盤研究所【NIBIO】」「農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】」「新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】」の 5 法人は、資金配分の際に配分先のアウトリーチ活動への支出を認めている（表 3-42）。これらの 5 法人は、いずれもアウトリーチ支出の上限を設定してはいないが、その費用が資金配分の趣旨・目的と照らし合わせて妥当か否かを精査している。なお特筆すべき取組として以下の事例が挙げられる。

- シンポジウム開催、ビデオ作成等への支出が可能。また、日本科学未来館での展示や企画展等での紹介を可能とする成果についての支出も可能。
（科学技術振興機構【JST】：戦略的創造研究推進事業）
- 外国人研究員が近隣の高校で研究に関する講義を英語で行うサイエンス・ダイアログ事業、中・高校生向けに科学研究費補助金の研究成果をわかりやすく発信する研究成果の社会還元・普及事業。
（日本学術振興会【JSPS】）
- 広く研究成果等を広報するための、シンポジウム等の経費。
（医薬基盤研究所【NIBIO】、農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】）

アウトリーチ活動支出を認めてない 4 法人については、今後の取組が期待される。

表 3-42 アウトリーチ活動への支出の可否

法人名	配分(助成)プログラムにおける、一般の社会・国民を対象としたアウトリーチ活動への支出
情報通信研究機構【NICT】	3
科学技術振興機構【JST】	1
日本学術振興会【JSPS】	1
医薬基盤研究所【NIBIO】	1
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	1
情報処理推進機構【IPA】	3
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	3
	1.アウトリーチ活動への支出を認めている 2.現在支出を認めていないが、今後認める予定 3.支出は認めていない(現時点で認める予定なし)

表 3-43 アウトリーチ活動として支出を認める具体的な活動内容や支出の上限等（自由記述）

法人名	アウトリーチ活動として支出を認める具体的な活動内容や支出の上限等
情報通信研究機構【NICT】	<p>法人として一般国民に対する科学技術の理解増進の取組として、以下の活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動（施設一般公開の開催、SSH、SPP 等への協力、サイエンスキャンプの実施等）に取り組んでいる。
科学技術振興機構【JST】	<p>戦略的創造研究推進事業では、研究成果を積極的に分かりやすく紹介するために、シンポジウム開催、ビデオ作成等への支出を可能としている。また、日本科学未来館での展示や企画展等での紹介を可能とする成果についての支出も可能としている。他事業においても、シンポジウムや講演会、展示会への出展を行っている。</p> <p>なお、各事業において研究費に定めるアウトリーチ費の上限は特に設定していないが、その適正性を考慮しつつ実行している。</p> <p>研究成果活用プラザ等においては、科学実験教室等を開催し、一般市民の科学技術理解増進に資する活動も随時行っている。</p>
日本学術振興会【JSPS】	<p>科学研究費補助金は、研究計画の遂行に必要な経費および研究成果のとりまとめに必要な経費が対象であるので、アウトリーチ活動の趣旨目的が、それに合致していれば、支出することができる。なお、金額の上限は設けていない。</p> <p>アウトリーチ活動の事業としては、外国人研究員が近隣の高校で研究に関する講義を英語で行うサイエンス・ダイアログ事業（交通費および教材費等に使用可（上限 5 万円））、中・高校生向けに科学研究費補助金の研究成果をわかりやすく発信する研究成果の社会還元・普及事業（プログラムの実施に直接必要な謝金、旅費、消耗品費等に使用可（上限 60 万円））を実施している。</p>
医薬基盤研究所【NIBIO】	<p>各研究課題について、研究者が、広く研究成果等を広報するための、シンポジウム等の経費について、認めている。</p>
農業・生物系特定産業技術研究機構【NARO】	<p>基礎的研究業務では、成果の普及に関するシンポジウム等の開催に関して、その必要性等を個別事案毎に検討し、開催によって一般国民やエンドユーザーに対する理解の増進につながると考えられる場合には、その経費負担を認めている。上限金額は設定していないが、研究活動そのものをいわずらに圧迫しないよう内容および必要経費を精査。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	<p>平成 17 年 3 月から 9 月にかけて開催された「愛・地球博」において、子供から大人までが先端技術に触れる機会に NEDO が全面参加し、開発成果を多方面で展開した。具体的には、NEDO パビリオン、新エネルギー実証プラント、次世代ロボット実証試験やプロトタイプロボット展等の各種イベントを通じ、万博来場者総数 2, 200 万人のうち、延べ 320 万人（15%）が NEDO の取組や開発成果に触れた。また、次世代を担う小中学生が先端技術に興味を持てるよう、子供自らがものづくりに親しむ「ソーラーカー工作教室」やマスメディアとタイアップし、子供が見聞きした先端技術を記事にする「NEDO テクノロジー特派員」等の参加体験型のイベントを数多く展開した。</p> <p>また、科学技術館（千代田区北の丸）NEDO 常設展示をリニューアルし、研究成果の一般への啓蒙普及に努めた。</p> <p>ホームページからの積極的な情報発信では、「よくわかる技術解説」や子供向け「キッズページ」等のコンテンツの充実に努め、2005 年度に㈱ニューズダイジェスト社の ND マーケティング大賞ホームページ部門賞を受賞した。</p> <p>その他、積極的な情報発信の例として、一般向けに「バイオジャパン 2005」、「2005 国際ロボット展」、「エコプロダクツ 2005」、「新エネルギーフォーラム」、「新エネルギーシンポジウム 2005」等の各種イベントでの成果展示等を行ったり、子供向けとして「太陽電池工作コンクール」や「春休み地球環境アカデミー」等の開催を行っている。また、地域に根付いた取組として、川崎市主催の「川崎地球フォーラム」および「あさお自然エネルギー学会」等における成果の普及・啓発活動も実施している。</p>

3.6.3 独立行政法人制度の利点と課題

独立行政法人化の利点として、予算の弾力的執行、組織運営の戦略化が可能になり、法人（理事長）の裁量を発揮できるようになったことを評価する意見が多い。

- ファンド運営に特化し、公平公正な配分と、その後の進捗管理に専心できる。
（医薬基盤研究所【NIBIO】）
- 進捗状況に応じた研究開発予算の前倒し、後倒し等の柔軟な計画変更が可能。
（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 成果が著しいプロジェクトに対して資金を迅速に投入する加速制度を構築。
（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 従来の国の予算要求プロセスにとらわれず迅速なプロジェクト立ち上げが可能。
（新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】）
- 重要事業に対して重点的な予算配分。
（石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】）

一方、課題としては複数の法人から以下の点が挙げられている。

- 中期目標期間を超える運営費交付金の繰越ができないこと
- 予算・人員の拡充が厳しい状況にあること。
- 独立行政法人としてのパフォーマンスに関わらず予算が一律に削減されること。

表 3-44 独立行政法人における制度面の利点・特徴や課題（自由記述）

法人名	独立行政法人における制度面の利点・特徴や課題
情報通信研究機構【NICT】	独立行政法人化によって、法人の裁量を発揮できる部分が増え、柔軟な法人運営が可能になっている。
科学技術振興機構【JST】	独立行政法人は、業務の効率性・質の向上、法人の自律的業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る仕組みとなっており、業務運営における法人の長の裁量権が拡大し、内部組織や定員についても自主的な変更・決定が可能となっている。事業運営においては、運営費交付金により柔軟で効率的な予算執行、事業推進が可能となりその範囲内において繰越も可能となっている。なお、独立行政法人の性格上、 中期目標期間を越える運営費交付金の繰越ができない ことから、中期目標期間の最終年度においては柔軟な執行ができないことが課題となっている。
日本学術振興会【JSPS】	予算の弾力的執行が可能になる等、理事長のリーダーシップの下、社会のニーズ等に応じて適切に運営することができる。しかしながら、独立行政法人であることで、予算および人員の拡充が非常に厳しい状況である。
医薬基盤研究所【NIBIO】	ファンド運営に特化していることから、公平公正な配分、その後の進捗管理に専心できる。
新エネルギー・産業技術総合開発機構【NEDO】	<p>運営費交付金のメリットを活かし、NEDO 自らの判断により、柔軟かつ機動的な予算執行が可能となった。具体的には、主に次のような取組を行っている。</p> <p>①NEDO の責任の下で次年度以降の予算を担保する複数年度契約により、進捗状況に応じた研究開発予算の前倒し、後倒し等の柔軟な計画変更が可能となった。</p> <p>②目覚ましい成果を出しているプロジェクトに対して資金を迅速に投入する加速制度を構築し、更なる成果を創出した。</p> <p>③国際動向や社会情勢の変化に応じて課題解決の必要性が顕在化したテーマについて、従来の国の予算要求プロセスにとらわれずに、迅速なプロジェクト立ち上げが可能となった。</p> <p>このようにマネジメントの自由度が向上したことにより、例えば、技術戦略マップや今後の運営方針の策定によって真に必要な技術開発への選択と集中、中止・加速（資金の充当）等の評価結果の確実な反映、研究成果をイノベーションに向けた次のステップへつなげるための成果普及策への取組といった高度な研究開発マネジメントの創出へつながっている。</p> <p>一方、独立行政法人としての国民・社会への貢献、成果創出状況に関わらず、一律に毎年度予算が減額される現状があり、課題と考えられる。</p>
中小企業基盤整備機構【SMRJ】	予算配分や、契約面で柔軟な対応が可能になってきているが、更なる制度の整備が必要と考える。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】	独立行政法人化により、限られた人的・物的資源を有効に活用するため、柔軟かつフラットな組織体制を確立するとともに、資金配分についても研究事業に限らず柔軟な予算配分が可能となったため、重要事業に対して重点的な予算配分が可能となった。